

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

○

再 開 午前10時13分

○議長（阿部六平君） 再開します。

○

日程第1 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第4号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、報告第4号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

平成23年度繰越明許費の議決を得た21件のうち、教育・防災情報通信端末整備事業については、事業が採択されないことから繰り越しておりません。そのほか20件で総額30億378万3,000円を平成24年度に繰り越すものであります。本繰り越しは補助金等の交付決定の時期及び事業が翌年に及ぶことなどの理由によるものであります。

それでは、繰り越し計算書をお開きください。款、項、事業名、金額及び平成24年度への繰越額の順に読み上げます。なお、款及び項が以下同じ事業については、款及び項を省略の上、事業名、金額及び平成24年度への繰越額の順に読み上げます。

2款総務費1項総務管理費、行政機能応急復旧事業、庁舎、8億964万6,000円、7億4,845万4,000円。行政機能応急復旧事業、システム、651万円、651万円。大槌町情報通信基盤災害復旧事業2億7,989万8,000円、2億7,989万8,000円。教育・防災情報通信端末整備事業1億7,500万円、ゼロ円。

3款民生費1項社会福祉費、福祉灯油助成事業475万5,000円、475万5,000円。

4款衛生費2項清掃費、災害廃棄物処理事業1億3,500万円、1億2,731万3,000円。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業13億5,605万7,000円、10億752万4,000円。水産業経営基盤復旧支援事業 1 億9,892万7,000円、1 億2,187万6,000円。養殖用種苗供給事業552万7,000円、346万7,000円。漁業集落防災機能強化事業1,100万円、1,100万円。

7 款商工費 1 項商工費、中小企業被災資産修繕事業200万円、200万円。産業復興アクションプラン作成事業300万円、300万円。

次のページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、花輪田寺野線災害防除事業800万円、714万3,000円。8 款土木費 4 項都市計画費、防災集団移転促進事業7,600万円、5,570万円。都市再生区画整理事業5,014万2,000円、5,014万2,000円。8 款土木費 5 項住宅費、災害公営住宅整備事業 1 億500万円、1 億500万円。

9 款消防費 1 項消防費、消防団員用活動服購入事業307万2,000円、307万2,000円。消防団員用防火衣購入事業234万8,000円、234万8,000円。

11款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業4,465万3,000円、2,205万円。11款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 4 億482万4,000円、1 億4,254万7,000円。11款災害復旧費 5 項消防防災施設災害復旧費、消防防災設備災害復旧事業 2 億9,998万4,000円、2 億9,998万4,000円。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

2 款総務費から 7 款商工費まで。野崎君。

○12番（野崎重太君） 繰り越し明許だから余りしたくはないけれども、ただ、金額的には少ないですけれども、ここに社会福祉費で福祉灯油475万というのがあります。実際的にはもう春が来たから、夏が来る、灯油も要らないんじゃないかなと、そういうふうな考え方もするけれども、実際的にはこれは灯油でくれるものではなくお金でくれるような、そういう予算ですよ。だから、そういうことが、例えば来年度の寒さが来てからそういうふうなやり方でこの福祉灯油を出すのだから、それまで、また来年なら来年の福祉灯油があるかもしれないし、その辺のところ、何でそれこそそういったものがおかれていったのかなと。私はお金で早くくれたほうがいいと。そういう思いで、来年度は来年度という思いで聞いていたんですけれども、そのところ、聞いておきます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 福祉灯油につきましては、さきの3月の議会におきまして補正予算として計上させていただいたものでございます。今回の事業につきましては、県の補助金のものという形で計上させていただきましたので、今般こういう形になりました。手続上、5月までを申し込み期間とさせていただいております。今月、6月中には支給を完了したいというふうに思っております。今後の予定でございますが、また適時、それぞれの段階におきまして改めて検討させていただきたいというふうに考えております。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。8款土木費から11款災害復旧費まで。（「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第4号を終わります。

○

日程第2 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 平成23年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。

5款災害復旧事業1項公共下水道施設災害復旧費、事業名公共下水道災害復旧事業、金額8億8,457万5,000円、繰越額5億6,522万6,000円です。これは前年度からの災害復旧で査定されたものを23年度で実施して、出来形として払って、残りの分を繰り越すものです。中身については、大槌浄化センター、桜木町雨水ポンプ場、栄町ポンプ場になります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で報告第5号を終わります。

○

日程第3 議案第41号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第41号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第41号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。  
この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部六平君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番阿部俊作君及び6番東梅康悦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部六平君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の5番阿部俊作君、6番東梅康悦君の立会をお願いいたします。

す。

(開 票)

○議長 (阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告させます。

○事務局長 (滝澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

有効投票中

賛 成 9 票

反 対 3 票

○議長 (阿部六平君) 以上のとおり、賛成者が多数でありますので、よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

○

日程第4 議案第42号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長 (阿部六平君) 日程第4、議案第42号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第42号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 (阿部六平君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番

小松則明君及び8番里館裕子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部六平君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の7番小松則明君、8番里館裕子君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(滝澤康司君) 報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

有効投票中

賛 成 8 票

反 対 4 票

○議長(阿部六平君) 以上のとおり、賛成者が多数でありますので、よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第5 議案第43号 災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第43号災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第43号災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定についてご説明申し上げます。条例をお開きください。

第1条では、本条例の設置の目的を規定しております。

第2条では、積立額の方法について規定しております。積立額の方法は、予算で定める額、基金から生じる収入額及び指定寄附金としております。

第3条では、基金の管理について規定しております。

第1項では、基金に属する現金は、銀行その他金融機関への預金等の確実な方法によって運用しなければならないとしております。

また、第2項では、基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券にかえることができることとしております。

第4条では、運用収益の処理について規定しております。基金から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとしております。

第5条では、基金の処分について規定しております。基金の目的のために行う事業の経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部処分することができることとしております。

第6条では、基金の繰りかえ運用について規定しております。財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金もしくは町が行う収益的事業で繰り戻しの確実なものの財源に繰りかえて運用し、または、歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができることとしております。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は町長が定めることとしております。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） まず、先日の全員協議会でもお話をしましたけれども、災害の記憶を風化させない事業基金ということで、大変内容等もすばらしいなどは思って私は見ました。ただ、時期的にいかがなものかなというのが私の感想です。正直言ってまだ被災した人たちの住宅の再建であるとか生活の再建が見通しの立たない中で、この鎮魂の森の構想を先に基金として定めて基金を募るといのはどうなのかなと。逆に、今、生活に困窮している人たちのその部分を助けるための基金とかというのであればすごいものになというふうに思うところがあります。

それから、けさの新聞に出ておりましたけれども、いわて三陸ジオパーク構想という中にも、町観光船はまゆりとそれから大槌役場、これを風化させないために遺構として残したらどうかという提案がなされている記事がありました。そういった県のほうのこのジオパーク構想とあわせて考えながら、その段階で再度提案されたほうがいいのではないかと私は思いますが、その辺について町長、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回のこの災害の記憶を風化させない事業の取り組みでございますけれども、まず、今なぜこの基金条例かということでございますが、私は災害の記憶は日々、風化していくものだと思っております。したがって、一日も早く災害の記憶を風化させない取り組みが大事ではないかと思っております。大槌町では多くの犠牲者を出して、そして、今なお469名の方々が行方不明になっている状況でございます。そして、町もこのような壊滅的な状況になっていると。こうした災害の取り組みについて、交付金事業を推進して検討しているわけでございますが、この交付金事業になるかならないかまだわからない状況もあります。そうした中で、5年後、10年後、この基金を募るといったときは、災害の記憶が全国的にも薄れていく中で、ご寄附というものは容易ではなかろうと思っております。今から手を打つべきものは手を打っておきたいという考えでございますが、私は、全国の皆さん、そして世界の皆さんが、ワンコインでもいいから、この大槌町の状況を認識していただいて、そしてワンコインを寄附する、そういうことを家族で話し合っただけ寄附をしていただければ災害の記憶の風化にもつながるのではないかと思っております。東京直下型が今、検討されている中で、単なる東京ではない、我々の親戚、子供たちが行っている東京、そういったところでも災害の記憶を風化させない、そういう防災意識を持っていただきたいという思いがまずあるわけでございます。

そしてまた、生活困窮的なことの考え方について、早急にやるべきではないかというお話もあります。これについては、この土地利用計画と並行的に進めていきますし、そしてまた、仮設住宅の中にいる方々に対しての生活不活発病であるとか、あるいは孤立化だとか、見守り的なところも、生活支援をしながらやっていくということで、これはこれなりに手をつけてもやっていくところでございますが、いずれにしても今、多くのがれきがある中で、がれきの有効利用も図らなければならないという思いなわけですが、仮にこの防潮堤が5年でできるのであればよろしいわけですが、5年以上かかるということになると、防潮堤がない中でこの土地区画整理の場所に家を建てさせるリスクもあるわけでございます。そうした中で、がれきを使った土の防潮堤がここ一、二年でできるのであれば、津波警報が発令された際の50センチ、1メートル程度の津波には、リスクには耐えられるのではないかと、そう思っているところでございますが、一日も早く、やはりこの防潮堤がない中で防潮堤がわりになるようなことも一方ではやっていかなければならないのではないかと。そして、この基金を募ってやることによって、私の考えるところの美しい町もできるのではないかと、このように思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今、町長の話聞いておると、がれきを使って、有効利用してという話がありましたけれども、このがれきは、今現在では災害のがれきということで産業廃棄物扱いということで、の撤去費用に関しては、国から金額は、補助は出ていないんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） がれきの1次処理、2次処理については、すべて国庫補助事業で実施しております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） そういう費用が出ているのであれば、有効活用という形で法的関係をクリアすれば、運ぶ費用も恐らくその中で、枠内でおさまるのではないのかなというふうに私は考えます。それで、それを先ほど町長が言ったような形で防潮堤のかわりとして積み上げる分には何ら問題はないのかなと。ましてや町民の鎮魂の森であれば、町民の手でつくるのが一番いいのではないかなと私は思ひます。それで、多少の時間がかかるかもしれませんが、そのがれきを利用した形で積み上げたものに、当然町

内の埋め立てという形でどこか山を切らざるを得ないことがあると思いますけれども、そういったときの土砂をさらに積み上げてという形で、そこに植栽として木を植えるんでしょうけれども、この木に関しても、先日の全員協議会の中でも一部の議員さんから言われていたように、それは大槌町民の手で苗木をつくって植えましようよという提案がありました。なるほど、素晴らしいなと思っております。そういう形で、町民がみずから自分たちの手で鎮魂の森をつくることによって、記憶を風化させないこともそうですし、そこの森を維持するという意味でも大変意義深いものになるのではないかなと私は思います。あえてここで全国から基金を募るよりは、むしろ町民の手で鎮魂の森をつくることを計画されたほうがいいのではないかと思います。町長、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど言ったように、全国の皆さんにも、大槌町が大変な被害に遭って多くの犠牲者を出したということを経験するということの意味合いも込めながら、その寄附した方々が災害の記憶を風化させないと。防災意識をもっていていただきたいということ、そして、私のがれき等の利用についても、使うということは大変意義があることではないかなと思っております。そうしたことから、全国の皆さんにもいずれ寄附を募るといことが、強いて言えばまちづくりのキーワードとしている交流人口の拡大にもつながる、そして、寄附したことによってあの町はどうなったのかということの情報発信にもなるのではないかと、そう考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） この前の全協の中でも東梅 守議員と同じようなことを言いましたけれども、中身そのものは我々もわかっているんです。ただ、我々も町民とじかに毎日接しているながら、同じ仮設住宅に住んでいながら、何鎮魂の森、それ以上に早くおらをここから出せるようなそういう設計をしてほしいというのが一番の町民の本当は願いなんです。ただ、きのうの一般質問の中でも、そういう情報が、マストのほうで開示されながら、町民の皆さんにわかりやすくやっていくということがありましたからね、幾らかでも前に進むのではないかと思いますけれども。やはり町民は、役場何やっただという、そういう見方で、何鎮魂の森ってと、そういう言い方もありました。実際的に、町長さんが言うように、いずれかは風化するのはこれは目に見えています。だから、今のうちにそういう基金を行ったり、全国から集めたり、そういうのも必要でありますけれども、ただ、どのぐらい集まるかこれはわからない。税金じゃないからね。税金で

さえ集まらない世の中だから。その後に、例えば鎮魂の森は鎮魂の森としても、今の赤浜の船の場合は同じつくっても維持管理がかかる恐れが出てくる。仕上がったときにですよ。そういうところの予算的には町長、どのように考えているんだか。

何年か前には、10何年前には、今の農村広場にたけし軍団のハウスを浪板の海岸につくったんですよ。そして、物すごい人気で、Tシャツとかなんか物すごく売れました。そして、私と別な議員は反対しました。町長は、たけし軍団の売店を農村広場の駐車場に建てたいという、そういうだったのに、いや町長、これは一つイベント的なものだからそれはやめたほうがいいということで、そういう二人ぐらいの反対があってやったんだけど、結果的には負けましたけれどもね。もちろんそのときも建設業者の方々から多大な寄附をいただきまして、400万円か500万円かかってあそこに移転してつくったわけです。結局、最後は何でもないただの物置になって、プラカードを置いたり、そういうものを置く物置になったり、今度の津波で流されたけれども。そういうことがたまにあります。

だから、役場のやることもいいが、そういう最後の最後はちゃんとどうしてやるんだかなということも考えながら、いつまでも基金基金だとやるものでもないし、もちろん、東南海、さまざまところで災害が想定される中で、この岩手県の大槌町そのものがどうなっていくのか。本当に風化されると思うけれども、そういうところまでを詰めておきながら次の行動に移っていくべきではないかなと。今は賛成ですよ、その後の話です。何かありましたらお答えいただきます。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この鎮魂の森は、植栽が主な、広葉樹を植栽するわけでございますので、鎮魂の森の公園となれば当然ながらその後の維持管理は出てまいります。その維持管理については、当然ながら町負担等でやっていかなければならないわけですが、町民総参加の中で、草取りとかあるいは清掃だとかということについては、やはり多くの住民の皆さんの鎮魂という意味合いであれば、そういったことでの参加協力が得られるのではないかと考えております。そして、植樹活動については、この間、浄化センターの前でやった横浜ゴムさんとか、あるいはトヨタとか三菱さんとか、そういったところの協力もお願いしておりますし、快く協力するというような状況もありますので、いずれこの鎮魂の森の維持管理については、そう多くの予算は必要としないのではないかと、そう楽観的には見ております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） この鎮魂の森に関しましても、はまゆり、私は、はまゆりの件について話します。はまゆりの件、最初、ニそう船のはまゆりがビルに乗ったと。それが撤去になったと。その前、赤浜の復興協議会でいろいろな話が出たときから私、入っていました。最初は、そういうもの要らない。ただし、ある先生が来てから、いや、これは世界的にもかなりのものだということが話されていきました。その先生曰く、そのほかにいろいろな観光客、観光客というかそれを見に来る人という、大槌にプラスになるものということの話を最初にしてしまったんです。そのときに反感を受けました。だからその先生には、今はしゃべるべきじゃないと。ところが、だんだんにある程度の落ちつき、それからこれからの私たち、自分たち、赤浜の人たちが高台移転にする場合、じゃあ残ったもの、何の活用をするんだというところで赤浜の人たちは心に決めたんです。じゃあ、残そうと。そういう意味で、協議会の人たちは、赤浜全体で残すと。その活用はどうするんだと。赤浜は、堤防の高さは今もそのままです。比較ができる。津波の高さがこのぐらいの堤防から超えてその船に乗ったんだよと、事実がそのまま残るんです。だから、必要不可欠なんです。勉強のものにもなる。いろんなものに活用できるということで、100%赤浜の人とは言いません。だけれども、納得はしています。そのところ、やっぱり将来の、もちろん財産という意味の言い方すると勘違いする人もありますけれども、世界的、日本的にもそういうものを大事にするというか、残すべきものだと思っておりますので、そういうものに基金を入れる、国全体のもののいろんな方々のあれを入れるということは、思いもそこに入るということでございますので、これでは私は賛同はした記憶を持っておりますが、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、小松議員が言いましたけれども、このはまゆりの件について、私もこれは本当に未来永劫残すべきもので、この条例ができたということですのでごく私も感動を得て、幾分かでもやっぱり応援もしなきゃならない、そう思っております。知っている人たちにも協力を仰ぎたいと。そこは本当に町長の言っているとおり、これはみんなの、風化してはならない、我々は逆にこれを財産にして世界にもアピールできるようなはまゆりの件だと私は考えております。

そこで、私が聞きたいのは、この寄附金を集めるに当たって、どのくらいの期間を考えてこれを遂行していくか。その場合、何しろ寄附金の場合、どのくらい集まるかもま

ずわからない。そうしたとき、恐らく船をあの民宿の上に乗つけたときに、崩れないように投下しなければならない、いろんなことが出てきます。専門家もまた入ってこななければならない。そのとき、どのぐらいの予算を考えているのか。例えば6億かかるんだと、例えば鎮魂の森から船まで6億かかった。そのとき実際、予算立ててから集まったものが半分にしか満たなかったと。そのとき、行政のほうでこの条例をつくる以上はやはり応援しなければならないと思いますけれども、その対応はどのようにしていくのか、そこを聞きたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） はまゆりについては、土地利用の状況を見ながら期間的にはやっていかなければならないだろうなと思っております。それで、寄附金の状況もこれは気になるところなわけですが、いずれこのはまゆりの保存のプロジェクトを立ち上げて、専門の各所の皆さん等から意見をいただきながら、工夫のある知恵をいただいて設置の方向で考えていきたいと思っております。当然ながらこの予算的な部分はあるわけでございますので、仮に集まらないというような状況があったとしたならば、それは一般財源であっても、若干の、一般財源であっても、それは上に乗らなくても、ミニチュア的なものでも、いずれこれは残さなければならないわけですが、まあそれは極端な話なんです、いずれ何とかして元のはまゆりを保存したいなと思っているんです。

土地利用とあわせながらというのは、あそこは東京大学のマリンサイエンス事業ともあわせながら学術的なまちづくりをしていきたいなと。そのことによってこの町の情報発信もできるのではないかなと思っておりますので、いずれ議員ご指摘のとおり、本当に世界的にも渡りましたものでございますので、何とか残してまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 具体的に本当は述べていただきたいなと思ったんです。何年ぐらいの構想でやればいいのか、そして、どのぐらいの金額を考えているか。そこらが出ませんでした。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 赤浜の土地利用とかの住民との合意が、ある程度、どこの地域よりも進んでおります。赤浜の住民との合意を得ながら、考え方については早急にまとめていきたいわけでございますが、やはりここ一、二年というわけには到底いかないと思

います。5年から7年ぐらいの間で何とかやっていきたいなと思いますが、土地利用の進みぐあいを見てから早目にこの基金の集まりぐあいでやっていきたいなとは思っていますが、いずれ5年をめどに考えたいなと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 大体そうだなと思って今。すぐにできるものじゃないし、ましてや全国、世界各国に基金を募るとなれば当然時間がかかると思います。一番大事なのは、さっき野崎議員も言ったようにやっぱり維持管理の問題になるので、例えばまだ構想のみですけれども、維持管理というのは本当に周到にかかって、まずこれから大槌町、できるころの人口だってまだまだ減る可能性もある。やはり維持管理については徹底してやっていただきたい。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第43号災害の記憶を風化させない事業基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時06分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第6 議案第44号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第44号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第44号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

町民税の申告、第37条の2において、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合には、社会保険庁等の年金保険者への扶養親族等申告書にその旨記載することとなり、改めて町民税の申告では寡婦控除の申告をする必要がなくなったため、「寡婦（寡夫）控除額」の記述を削除するものであります。

なお、附則において本条例は平成26年1月1日から施行することとし、改正後の町民税の申告に関する規定は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとしております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第44号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第45号 大槌町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第45号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） それでは、議案第45号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第45号の1ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、外国人住民の利便性の増進などを図るため、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加える関係法令の改正が行われることに伴いまして、印鑑条例の関係する条項について所要の改正を行おうとするものであります。

新旧対照表によりご説明をいたしますが、第2条登録資格につきまして、第1項第2号の「外国人の登録法に関する規定」を削除し、改正後の第2条第1項につきまして、印鑑の登録を受けることができる者は、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基

づき、当町の住民基本台帳に記録されている者とする」ものであります。

次に、第4条登録申請の確認につきまして、第3項第1号中「外国人登録証明書」を削除し、改正後の第4条第3項第1号を「官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書であって本人の写真を貼付したもの」とするものであります。

次に、第5条印鑑の登録につきまして、第1項第1号中氏名の後に、「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び通称）」を加え、2ページにまいりまして、第7号といたしまして、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記」を新たに追加するものであります。

次に、第6条登録できない印鑑につきまして、第1号中「外国人登録原票」を削除するとともに「通称」を加え、改正後第1号につきまして「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、または通称（住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称）の一部を組み合わせたものであらわしていないもの」とするものであります。

同じく、第2号中「通称」を加え、改正後の第2号を「職業、資格そのほかの氏名または通称以外の事項をあらわしているもの」とするものであります。

次に、第11条登録事項の修正につきまして、第1項中氏名の後に「（外国人住民にあつては、通称または氏名の片仮名表記を含む。）」を加えるものであります。

次に、第15条印鑑登録証明書の交付につきまして、第1項第1号中氏名の後に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、3ページにまいりまして、第5号といたしまして、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記」を新たに追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、関係法律の施行令年月日となっております平成24年7月9日とするものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第45号大槌町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第46号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長(阿部六平君) 日程第8、議案第46号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

- 地域整備部長(土橋清一君) 議案第46号です。大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の道路占用料徴収条例の改正部分は、別表の占用料の改正となります。ほぼ全占用物件での減額であり、これは国及び県の改正に準ずるものです。改正理由は、近年の全国的な地価の下落、社会情勢等の変化等によるもののほか、占用事業者等に対する負担軽減によるものです。

附則として、この条例は平成24年7月1日から施行予定です。

よろしくご審議をお願いします。

- 議長(阿部六平君) 質疑に入ります。野崎重太君。
- 12番(野崎重太君) 簡単にお伺いします。例えば電柱、電話、いろいろあるわけですよ。そういったことが今度、減免とかそういうことになったことによって、大槌町に対する今までのそういう東北電力の電力会社の電柱料がこのぐらいあったのがこのぐらいになりますよということは、どうですか、差別的なもの。
- 議長(阿部六平君) 地域整備部長。
- 地域整備部長(土橋清一君) 各占用物件によってその減額率は違いますけれども、全体の平均でいうと10.9%の減になります。(「進行」の声あり)
- 議長(阿部六平君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第46号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第47号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第9、議案第47号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(門脇吉彦君) それでは、議案第47号大槌町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第47号の1ページ目をお開き願います。

今般の改正につきましては、さきの印鑑条例の一部改正と同様でございますが、外国人を住民基本台帳法の適用対象に加える関係法律の改正が行われることに伴い、当町の該当する手数料について所要の改正を行おうとするものであります。

新旧対照表によりご説明をいたしますが、手数料を徴収する事務及び金額を定める第2条第1項の別表につきまして、該当は2枚目になりますが、事務の7、「外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定に基づく登録原票に記載した事項に関する証明」の項目を削除し、以下、事務の8、身分に関する証明以降につきまして順次繰り上げるものであります。

なお、施行期日につきましては、関係法律の施行年月日である平成24年7月9日とするものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第47号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○

日程第10 議案第48号 東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例  
の一部を改正する条例

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第48号東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第48号東日本大震災の被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第6条の国民健康保険税の減免については、震災により納税義務者が死亡、行方不明、重篤な傷病を持った場合に減免を行うもので、改正前の「当該年度分」を「平成23年度及び平成24年度分」に改め、平成24年度分については財政支援の延長に伴って平成24年4月から9月までに相当する月割り算定税額を追加するものであります。

2項は、震災により住宅が全壊、大規模半壊、半壊の損害を受けた場合に減免を行うもので、改正前の「当該年度分」を「平成23年度及び平成24年度分」に改め、平成24年度分については平成24年4月分から9月分までに相当する月割り算定税額を追加するものであります。

2ページをお開きください。

3項は、震災の影響で収入が減少した場合に減免を行うもので、現在の収入見込みと震災前の平成22年中の収入との比較となりますので、改正前の「前年」「前年中」とあるものを「平成22年中」に改め、平成24年度分については減免の対象となる平成24年4月から9月分までに相当する月割り算定税額を追加するものであります。

3ページをお開きください。

4項は、原子力災害対策特別措置法で避難指示が出ている地域の方が大槌町に転入し、国保を取得した場合に減免を行うもので、改正前の「当該年度分」を「平成23年度及び平成24年度分」と改め、平成24年度は10分の10の減免となります。

4ページをお開きください。

5項は世帯の生計維持者以外の被保険者が行方不明となった場合、行方不明となった非保険者分の減免を行うもので、改正前の「当該年度分」を「平成23年度及び平成24年

度分」と改め、「平成24年度分については平成24年4月分から9月分までに相当する月割り算定税額」を追加するものであります。

6項は、原子力災害特別措置法で避難勧奨地域に住んでいた方が大槌町に転入し、国保を取得した場合に減免を行うものであり、全額を10分の10減免するもので、新規追加となります。

附則で、本条例は本年7月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第48号東日本大震災被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第49号 町道の路線の廃止及び変更について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第49号町道の路線の廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第49号です。町道の路線の廃止及び変更についてご説明をいたします。

まず最初に、提案理由からご説明いたします。旧大ケ口町営住宅地内にある町道の改修及び変更する理由ですが、今までの町道利用では災害公営住宅の配置計画が限定されるため、今回、町道の廃止及び変更をすることにより配置計画をしやすいするためのものです。

まず、議案書の次のページをお願いいたします。

資料がちょっと多いんですが、一番最後に総括図、色図が入っております。この部分を見比べながらしていただければ助かります。

まず、廃止する路線なんですが、1014号から1022号までの9路線になります。変更す

る路線は1013号です。

続きまして、各路線の調書、そして廃止路線調書が続きまして、路線名のほか延長その他幅員等が表示されております。

まず、廃止路線の総括図で改めて説明いたしますけれども、旧大ケロ町営住宅地内の町道はすべて廃止になります。あと、外回りについては、変更及び延長増の路線になります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） これはこれでいいです。今回、廃止路線ということですが、これから大槌町自体、新しいまちづくりが始まるわけですよね。区画整理。ということは、旧道路、新しい道路という場合、これからも廃止路線が出て新しい路線が出るよということの考え方で、まだまだそういう議案が出るということによろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） そのとおりです。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この大ケロ線の青の線は新しく変更になるという考え方でよろしいですか。行きどまりみたいな感じになっているけれども、ずっと回れるような形考え方でやるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今後の災害公営住宅の配置計画により、回れるように計画を立てたいと思っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 道路幅が今度は若干広くなるのかなと思って見ていましたけれども、歩道等はずく予定はどうなのでしょう。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今、災害公営住宅の配置計画をしているところです。ここにある区域等はすべて廃止になる幅員ですので、今後はその配置計画を含めて道路幅員等を検討したいと思います。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第49号町道路線の廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第50号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に  
関し議決を求めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第12、議案第50号岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部  
変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長(門脇吉彦君) 議案第50号岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を  
変更する議案につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案第50号の1ページ目をお開き願います。

今般の変更につきましては、議案第45号、第47号にございますが、外国人を住民基本  
台帳法の適用対象に加える関係法令の改正が行われることに伴い、広域連合関係市町村  
負担金の算定根拠につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

新旧対照表によりご説明いたしますが、広域連合の経費の支弁の方法を定める第17条  
第2項の別表につきまして、備考の2、変更前の「外国人登録原票に基づく人口」の規  
定を削除いたしまして、変更後、「人口割については、当該年度の10月1日現在の住民  
基本台帳人口による」とするものであります。

次に、同じく備考の3につきましても、変更前の外国人登録原票に関する規定を削除  
し、変更後、「後期高齢者人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳  
に基づく75歳以上の人口数及び高齢者医療確保法第50条第2号の規定による認定を受け  
た者の数による」とするものであります。

なお、施行期日につきましては、関係法律の施行年月日である平成24年7月9日とす  
るものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番(野崎重太君) 簡単なこと。一つは、これは外国人登録の関係で決まったんだけ

れども、町内に例えば後期高齢者、75歳以上の人たちは大体どのぐらいの人数になっておりますか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 概算であります。2,800名程度であります。

○議長（阿部六平君） 進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第50号岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時40分

○

再 開

午後 1時19分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第13 議案第51号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第51号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第51号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額37億1,272万1,000円は、復興交付金事業等に係る震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金、補正額97億6,139万1,000円は、防災集団移転促進事業補助金及び災害廃棄物処理事業補助金等であります。

3 項委託金、補正額395万7,000円は、ふるさと科のモデル事業に係る地域の教育力強化プロジェクト委託金であります。

14款県支出金 2 項県補助金、補正額14億995万8,000円は、入浴充実型サポート拠点施設整備に係る被災者生活支援事業補助金、震災等緊急雇用対策事業補助金及び漁協定置網等の共同利用漁船等復旧支援対策事業補助金等であります。

3 項委託金、補正額94万円は、旅券発給事務委託金及び岩手の復興教育学校支援事業委託金であります。

15款財産収入 2 項財産売払収入、補正額136万2,000円は、震災で被災した車両に係る売払収入であります。

16款寄附金 1 項寄附金、補正額7,170万円は、おおつち復興寄附金の収入見込みによる増額及び図書館図書購入費に対する寄附金であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額10億2,466万7,000円は、防災集団移転促進事業等の復興事業に係る東日本大震災復興交付金基金からの繰入金であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額5,432万1,000円は、前年度繰越金であります。今回の補正財源としてその一部を計上するものであります。

19款諸収入 4 項雑入、補正額 2 億7,096万6,000円は、消防団団旗購入等に係る自治総合コミュニティ助成金及び東日本大震災復興宝くじ収益金の交付金であります。

2 ページをお開きください。

20款町債 1 項町債、補正額2,240万円は、大槌橋改良工事等の過疎債及び小型動力ポンプつき積載車購入事業等の辺地債であります。

3 ページをお開きください。

歳出。2 款総務費 1 項総務管理費、補正額 3 億5,100万3,000円は、大槌復興寄附金積立金、東日本大震災復興宝くじ収益金交付金のふるさとづくり基金積立金及び現在の仮設庁舎として使用しているプレハブの解体移転工事費等であります。

2 項徴税费、補正額2,527万9,000円は、震災で被災したことによる徴税過年度還付金であります。

3 項戸籍住民基本台帳費、補正額70万5,000円は、パスポート発給用窓口端末機購入費等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額 1 億9,076万5,000円は、入浴充実型サポート拠点整備事業及び枉内地区に新設される小規模多機能型サービス提供施設に設置する地域交流スペース整備に係る介護サービス施設整備臨時特例事業補助金等であります。

3 項災害救助費、補正額 1 億6,850万円は、被災者住宅災害支援事業補助金及び新築の際にバリアフリー対応や県産材を使用した場合の生活再建住宅支援事業補助金であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、補正額98万9,000円は、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金の前年度精算による返還金であります。

2 項清掃費、補正額6,261万3,000円は、災害廃棄物処理に係る沿岸広域環境組合負担金等であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額 4 億4,400万円は、震災等緊急雇用対策事業委託料等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額 3 億2,005万円は、沿岸営農拠点センター整備工事及び震災で被災した農家への無償で貸し付けるトラクター、コンバインの購入事業費等であります。

2 項林業費、補正額500万円は、東京電力原子力発電所の事故により放射性物質の影響を受けた原木等の処理に係る原木しいたけ緊急支援対策事業委託料であります。

3 項水産業費、補正額 6 億8,267万2,000円は、漁協定置網ほか共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助金及び水産加工団地の調査や流通販売拡大等の水産業アクションプラン展開事業委託料等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額 1 億4,258万7,000円は、中小企業被災資産復旧事業費補助金、被災事業者再開支援事業補助金及び観光物産創造等の産業復興アクションプラン作成展開事業委託料等であります。

4 ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額4,956万円は、大槌橋改良工事及び三枚堂大ケロ地区縦断道路基本構想作成業務委託料等であります。

3 項河川費、補正額200万円は、河川維持修繕業務委託料であります。

4 項都市計画費、補正額137億1,542万1,000円は、復興交付金事業で、町内の防災集団移転促進事業に係る用地費、補償費等であります。

5 項住宅費、補正額1,255万2,000円は、待避所やガードレール設置等の仮設住宅周辺

整備工事であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額4,490万5,000円は、消防団車両仮設車庫設置工事及び小型動力ポンプ積載車購入事業費等であります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額874万円は、指導主事給与負担金であります。

2 項小学校費、補正額701万4,000円は、非常用発電等の吉里吉里小学校防災施設整備実施設計業務委託料等であります。

3 項中学校費、補正額2,070万6,000円は、吉里吉里中学校防災施設整備実施設計業務委託料及び農村広場を吉里吉里中学校の仮設運動場と使用するための整備工事費であります。

4 項社会教育費、補正額3,660万円は、中央公民館正面玄関改修工事及び復興事業に伴う埋蔵文化財発掘業務委託料等であります。

5 項保健体育費、補正額1,840万円は、津波で被災した吉里吉里地区の大槌郷土資源創造センター前のトイレ城の復旧工事等であります。

11 款災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費、補正額2,432万2,000円は、被災した公務用パソコン及び電子黒板の購入費であります。

5 ページをお開きください。

第2表地方債補正、追加。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法の順に読み上げます。なお、二つ目の事業からは、起債の方法、利率及び償還方法が同じであることから省略いたします。

小槌災害防除事業、110万円、証書借り入れまたは証券発行、年5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により、措置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利率に借りかえることができる。

大槌橋改良事業1,220万円、小型動力ポンプ付積載車購入事業770万円、ホース乾燥塔整備事業140万円。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、第2表地方債補正、追加。（「進行」の声あり）

進行します。8 ページ、歳入。9 款地方交付税 1 項地方交付税。（「進行」の声あ

り)

13款国庫支出金2項国庫補助金。（「進行」の声あり）

13款国庫支出金3項委託金。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この委託金のところの地域教育力強化プロジェクト委託金とありますけれども、この強化プロジェクトというものはどういうものなのか簡単に説明をいただければと思います。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（二宮康洋君） 地域の教育力強化プロジェクト委託金についてご説明いたします。この事業につきましては、国の補助事業でございまして、具体的には、今回、小中一貫校等の導入にかかわりましてふるさと科等の今後のカリキュラムを検討していく中でこの事業を活用していこうということでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。14款県支出金2項県補助金。（「進行」の声あり）  
3項委託金。

15款財産収入2項財産売払収入。（「15款だべ、財産収入」の声あり）野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 書いてある中身は自動車ということでわかりましたが、一つの財産売り払いということでお伺いしようと思いますが、今、浪板地区に富士鉱業所という採石場がありまして、今度の津波によって物すごく忙しくなったという、そういう状況下で、とてもとても砂利が足りないということなただけけれども、一時はそれこそ会社そのものもやめるんじゃないかなという、そういううわさも流れたり重機も売り払ったりそういう経過もあったんだけれども、今忙しいということでやっています。忙しいのはいいんだけれども、あそこは町の財産の山だ。そういうことで、一応契約があって、山を採掘というか崩してやっているんだけれども、今度また木を切って具体的にやっています、大きくね。あれはやっぱり町のそれこそ契約の中で延長的にやっているのだから、そういう採掘権、採掘権ってないだろうけれども、そういう採石の権利があるから自由にやっていけるのだから、一応これは財産売り払いの、中身は違うけれども、財産売り払いということがあとないから聞いているんだけれども、だらだらやめるけれども、そういうことで契約的に幾らか掘ってもいいのだから、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 確かに野崎議員さんおっしゃるとおり、震災前、事業縮小し

て、従業員も七、八名になったですか、最後はそういう状況になっていて、うちのほうも、あとは掘らないという話だったんですけども、あと積んであるやつを売っているだけでやっていだけだから爆破とかそういった取り扱いの免許も返すと。あとは、開発許可は、森林部のほうそれに基づいて貸している面積なんですけど、それも縮小した。ところが、今回の震災で事業をすごくまた拡大して、また許可もとってというような状態に変更契約はしています。区域はちゃんと確認して、その上で貸しているという状況です。勝手にやるというものではありません。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 16款寄附金1項寄附金。

17款繰入金2項基金繰入金。

18款繰越金1項繰越金。（「進行」の声あり）

進行します。10ページ、19款諸収入4項雑入。（「進行」の声あり）

20款町債1項町債。（「進行」の声あり）

11ページ、歳出。2款総務費1項総務管理費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これも議長、私の質問が間違っていたらばストップかけてください。

どこもないから、一応総務ということでお伺いします。今、JRの鉄道そのものが、これだけの災害でストップしていると。そして、大船渡線は向こうのほうの首長さんが、今のバスの代替輸送ですか、そういうことでやるということは何だっけか……（「BRT」の声あり）そういうことでやるのはこれはいいが、実際的にこの大槌町を通っている山田線は、釜石から宮古までの線はいつになるかわからないと。東日本はそのバスで輸送をやってもらいたいようなそういう話もしているという。実際的に、この町内から宮古へ通学している高校生もある。その中で、バスの、縄張り争いということもないだろうけれども、県北、岩手県交通とそういうことがあって、結局、船越から向こうは県北なんだよ、こっちは岩手県交通なんだということで、またそこでバス降りたり乗ったりするような、そういう状況があります。

果たしてこの鉄道がちゃんとやれるのだから、それともいつまでも鉄道が始まるまで今の状態にいるのだから、JR東日本が説明をしているようなバス代行で、それこそこの沿線の町村長たちがどういう考え方を持っているのだから。実際的に町民は困っています。半端というか、その辺の境があるものだから。その辺のところをこれからの首長さんたちはどういう方向でこのJRの鉄道の関係を取り扱っていくのかなということをお伺い

しておきます。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 山田線については、釜石から宮古市までの沿線の協議会をつくってともに行動しようという考えでございます。そして、もう間もなく宮古市のほうに寄り合いも持ちますが、今までのJRからの説明によりますと、BRTの内容というか、そういう内容、メリットについて説明を受けました。これは、個々にJRのほうで市町村を回って説明してあるいたわけですが、私どものほうでは、やはり沿線と協力し合って行動することが何より大事ではないかと思っております。そうした中で、説明を受けた中での感想的なところを申しますと、今、野崎議員ご指摘のとおり、県交通とか県北バスが今、代替輸送的な動きをしているわけですね。そうしたとき、BRTでバスが動いたとき、結局のところバスが競合し合うということで、バスが同じ時間に何台も走るということではなかろうかなと思うんですね。そうした状況の中で、鉄道の部分をBRT用に直すのであれば、早急に鉄道を復旧したほうがよろしいのではないかという考えを示したわけでございますが、いずれにしても、住民が早く、いずれ交通手段を確保していただきたいということでお話をしておりまして、JRのほうから、いつ、どのような形でということはまだ示されておきませんが、JRの担当のほうから聞くと、まちづくりと合わせた形で、盛り土するのであれば、その盛り土部分については原因者負担的な考え方でやっていただきたいというようなことは聞いておりますが、いずれにしても沿線市町村との協議会の中での行動をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 町長さんの言うのは、そう言わなければ、相手もあることだしいろんな沿線との関係もあるだろうし、当たり前の話と言えば当たり前の話で。しかしながら、町民にすれば、高校生が宮古高校へ通ったり水産高校に通ったりするときとにかく乗り継がなければ行けないという、そういう不便性があるんですよ。もちろん、バス会社はバス会社、本当は一つの、どこでも構わないからバス会社が釜石から宮古まで行ければこんな話もしなくてもいいんですけども、実際的に今の大槌は下閉伊、上閉伊のその境があることだから、変なところでバスを乗り継ぎしなければならないという、そういう不便さが言われるものだから私も言うんですけれどもね。それが、県交通であろうと県北であろうと、釜石、宮古だとかうやってあるものだから、何もこういうふうな

質問しないし。もちろん、JRだって、それこそ今の状態で行くと、果たして鉄道をやれるんだか、東日本は黒字会社ということで国からの補助金も出ないというようなそういう状況の中で、今の民間会社、JR東日本がやるのかやらないのかなんていう、我々もわからないところがあるんです。一番困っているのは、町民ですよ。実際に通勤、通う人たちがね。だから、その辺のところ、今、町長さんもバス会社の関係の話もしたけれども、何もバス会社、つぶすとかつぶさないじゃなくて、そういう町民の要望もあるんだから、せめて、お互いの縄張りどうのこうのではなく、釜石から宮古、宮古から釜石のバスを運行できないのかどうか、その辺のお互いの訴えあることが必要ではないかなと思います。実際的に大船渡線のほうは、とにかく汽車が基本だからどうするんだよと。その代替として、それができる前にとりあえずは今のバスでもいいというような、そういう方向性を見出しているのもあって。だから、大槌町そのものも、町民サイドになって考えて、せめてお互い、県北と岩手県交通が乗り入れができる、何もアメリカまでいけではないが、せめて釜石、宮古間をやれるような、東日本が来なくてもそういう体制をとっていただければ町民も安心していろんな面で通勤ができるんじゃないかなと、そういう思いで今、お話ししているわけです。そういうわけです。何か答弁があったらば。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今のような問題も指摘しておりまして、今度の首長会議のときも、この辺についてはさらに強く要望する活動の中でやっていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 2款総務費2項徴税費。

3項戸籍住民基本台帳費。（「進行」の声あり）

3款民生費1項社会福祉費。野崎君。

○12番（野崎重太君） この入浴型サポート、何かこの前の全協の中だと、なるべくなら一般の方は入らないで、老人的な、介護でもないだろうけれども、そういうような言い方してましたね。部長、課長、どっちだったか。そうすると一般の人は入りづらいのね、型が決まると。山田はそうじゃない、だれでも入ってもいい。旅の人でもだれでもいいの。たぶんあれもいくのだけれども、そういう一つの型をはめられると、よその人は入られないよということになってきます。その辺のところは私は、ある程度町民が自由に入れるような、そういう、かた苦しい言葉を使わないで、どうぞ一般町民も、仮設に入っている人たちも足を伸ばして入ってくださいというような、そういう入浴施設が

できないものかどうか、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 全員協議会の際にもお話し申し上げましたけれども、この事業の趣旨といたしまして生活不活発病の予防ということがございます。そうしますと、当然のことながら、高齢者というだけではございませんので、若い方につきましても当然、対象にしております。ただ、時間帯におきましては、高齢者の方々が利用しやすいようにということで若干配慮させていただきたい、そういう趣旨で申し上げたところがあります。

○議長（阿部六平君） 進行します。12ページ、災害救助費。

4款衛生費1項保健衛生費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） きのうも一般質問の中で大槌病院の話が出ました。大事なことであって、これからのそれこそ医療というのは本当に必要なんだけど、ただ、町長さんのお話を聞いていると、土地が決まって造成して何年、五、六年かかるという話しましたね。ものができるまでに。そうでなかったっけか。だれか担当の人だったか。そういう五、六年かかる話していましたがね、大槌病院が例えば完成するまでには。言っていましたよね。そうなったときに、本当にこの大槌町は五、六年待ってられるのかなと、そういう心配ごとね、逆に。先生がいつまでもいればいいですよ。先生がいなくなったら、大槌病院もなくなるでしょ、その時まで。だから私は、そこを心配しているんです。やるならば早くやって、先生がいるうちにやって次の先生が補助できるような、そういう体制で作り上げておかなければ、いつまでも山崩した、はい造成します、

はい建てましようと言ったって、6年が7年になり7年が8年になる。そうなれば、先生はいなくなりますよ、大槌病院の先生が。そうなったら建てても何もなくなる。私はそれを心配しているのね。だから、どこでも構わないが早くできるところを、いい場所を早く見つけて、議会の皆さん方にも相談してさ、自分たちだけでああだこうだと言わないで、どこかないですかぐらいの声をかけて、そして、病院の建設に向かった方向性を出してもらわなければ、いつまでもだらだらだらだと、そりゃ国から予算来るからってあるけれども、例えば前に進めた話あるんだけど、山田病院と一緒に建ててもいいと、例えば。そういうものも考えながらやっていかなければ、ただただ、おらこっちだろうなとふろのようなわけにはいきませんよ。ふろはすぐ予算が来たようだけれども、この病院というのは先生がいての病院だから、先生がいなくなった病院は建て

られないなるから、その辺のところをもう一度お伺いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 野崎議員からのご指摘と同じことが、先般から町内で一周させていただいております町内の開業医の先生方からも同じご指摘をいただいております。待てるのは3年が限度ですよというお話も聞いておまして、それで、先般、町長のほうがお答えをいたしました5年という期間につきましては、最大限を見てということでございますので、当然のことながら造成等必要な場合もございましたけれども、それ以外のところで、幾らかでも早期に建設ができるような場所を町内部でも検討しているところでございますので、また、その内容につきましては、議員の皆様にもご相談させていただきながら進めたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 行政の言葉はね、検討している検討していると言うけれども、検討っていうのはなかなか進まないんだ。もうこの場所でやるんだということで説明あればわかるけれども、検討検討はいつまでやっても検討なんだ。だから、そういうところをもう少し真剣に、町民の考え方がこうあるんだよということで、早目にスピード感を持って進めてほしいです。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 衛生費のところ、ここががれきの処理費が出ておりますのでお伺いをします。

先ほど町長の提案された鎮魂の森、採決をされました。それで、ここががれきの処理費があるんですが、実際に、もう来月からはこの災害がれき、大槌町のものが運び出されるというふうに新聞報道で私、見ました。実は、鎮魂の森をつくる際にはそのがれきの中に入れて、そのがれきはごみではなくて町民の生活の跡なんだと、財産なんだという視点から利用するということがあったというふうに私は聞いているんですが、その部分で、来月から運び出してしまったら果たしてそれが可能になるのかどうか、町長からお伺いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 今現在、町外から持ち出しているのが主に可燃系の混合物、それから木質系の部分だと思うんです。そして、ここに、町内のをしたいと思っているのは、今、コンクリートがらと、あと堆積物等については保管して、復興資材とし

て再利用する予定であります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 例えば、木質なんですけれども、実は終末処理場のところでデモンストレーションした植樹祭にかかわってなんです、あれは木質のものもまぜて、俗に言う、横浜大学の先生に言わせれば、何ですか、ホクホクトですか、何か言っていましたけれども、土とまぜて利用することで木が育つものにもなるということで、大変いい提案だということであれは行ったように私は記憶しているんですが。その辺を含めて、木質のものも含めてそういう形で、例えば木質と言われるものは建物の柱であったりはりであったり、それぞれ柱であれば中には家族の思い出のものもある可能性が高いわけです。そういうものも利用する観点からいけば、わざわざ運び出して処理する必要性があるのかどうか。ぜひその辺も考えていただきたいと思うんですが、その辺について伺います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 実は当初、千年の森計画をする段階で木質系は一切だめということだったんですよ。ところが、横浜ゴムさんあるいは宮内先生と環境省のほうに働きかけまして、何とか木質系ということだったんですけれども、それならば、木質系でも、今の柱部材、角材等に防腐剤等を塗らさっているのもそれは相ならんと、不法投棄に当たるという環境省の見解です。それで、流木、要するにもともとその辺に立ってあったのが流されたものを丁重に切って入れる分は、大槌町は試験的に使ってよろしいということで、あそこでは流木だけを使いました。今後とも、角材等については環境省の見解では好ましくない、だめですよということは受けております。（「私もちょっと」の声あり）

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 簡単なことですからちょっと教えてください。今のがれきの関係。島田市に大槌町のがれき、山田町と大槌町のがれきが処理、協力してもらおうということで、新聞報道で見えておりますが、持っていくものは何になるのか。トン数と、それに係る予算なんかもちょっと教えてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） やはり島田市の場合は木質系です。それで、予算的にはちょっとあれなんです、こちらからコンテナ輸送等する場合は県が島田市のほうにお

支払い、運搬費関係ですね。あとはJRとかいろいろ、区分の割合で、とにかく補助で、持っていった先で焼却した分とか運搬費は全部補助でその団体に支払われる仕組みになっております。（「トン数は大体どのぐらいの目安に」の声あり）大体、最初、持ち込むのは15トンから20トンぐらいに。1回量です。（「1回が15トンぐらい。全体量としては」の声あり）今、大槌町の方はまだ運ばれていませんけれども、やっぱり1カ月単位ぐらいとなると思います。1回運ぶとなれば。

○11番（岩崎松生君） それは、搬出するのはそれはいつごろの予定にしていますか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 実は先日、コンクリートブロックが出はったので、それで、県のほうはそれについて島田市や町村に対する説明、あとは県からの説明、あとは山田町長も謝罪したということで、まだはっきりした日が定まっております。

○議長（阿部六平君） 5款労働費1項労働諸費。

13ページ、6款農林水産業費1項農業費。（「進行」の声あり）

進行します。2項林業費。

3項水産業費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 農林水産業費のところ、実はこの中の項目の中に消耗品の下に賄い材料費ってあるんですが、この賄い材料費って何ですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） これは交付金事業でもって採択された事業の中でございまして、水産加工の流通を含めたソフト事業の総体の中に含まれる事業になります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） だから、その賄い材料費という中身なんです。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 個別に申し上げますと、漁業水産加工流通部門を復興活性化するため、イベント関係、町内のイベント関係をこの事業の中で進めていくというもので、それに係るいろいろな諸経費がこのソフト一本で使えるということでの今回、事業費の計上でございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。14ページ。7款商工費1項商工費。野崎重太議員。

○12番（野崎重太君） 14ページのほうにさっきの水産業の。この中の網の話、これは網だと決まってくるものだからそれはいいです。そういう関係で網にかかわることなんだ

けれども、何ていいますか、昔は個人で建網をみんな持っていた。だんなさん連中がいて、若い人たちがいて網おろしたり働きながら飯を食わしてもらった。だんなさん生きてた時には、それこそ神社仏閣でも、景気がいいときには寄附しながら、それこそ狛犬を上げたり、お寺をつくったり、鳥居をつくったり、そういうだんなさん時代のそういう建網もあった、昔はね。そういう一つの歴史的にあるんだけど、そういうことを水産庁の指導のもとにみんなでやるんだ、漁協ということになったんだけど、それはその一つの国の方向づけだ。それはよしとしているんですよ。実際的に、今、小網ってばなんだけど、小さい網をやっている人たち、漁師の人たちもいる。聞いていた、担当課。それを言うんだけど、大槌町はふ化場も持っている、川にも上がるからふ化場を持っている。そういう関係で、小さい網は、それは10月で終わるんですよ。聞いていますか。10月で終わるんです。これからサケが来て少しでもこれから網にサケっこ入るのかなと思うときに、それこそやめろとそういうこと。組合の関係なんです。同じ船越湾で越漁協のほうは、11月までやれるわけですよ。なぜかと言えばふ化場も何もないからあっちでとれということで。私は今度の新しい新漁協ができたときに、そういった組合員の人たちを守るがためにも、同じ船越湾の中で片方は11月まで、こちらは10月まで、魚を待っているんですよ。魚は実際にね。そういうところも、新しい感覚、発想のもとに、11月なら11月までやらせるような新組合の漁協の経営体質も出てきてもいいのではないかなと、そう思うんですが、どうですか。わかりますか、私が言っている意味。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 漁業権の絡みもあるんですが、議員がおっしゃるとおり、大槌の場合はふ化事業で交付金の関係もあって今回、大槌町の中で計上しているのが漁協の停止が新たに認可等も今回、新規にとることも含めて今回設置したいということで予算を計上しておりますが、これは実は県のほうからも、現状のまま、例えばこのまま使えば、次の漁業権の変更の際に、行使する際に使えなくなるおそれがあるということで、補助を使ってそれを立ち上げようということで取り組んでございます。漁業権の絡みもございまして、それについては、県のほうとも内容については確認していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） あのね、私は、新漁協だからこれをあえて言っているんですよ。

今までは、旧漁協はそれはそれで通ってきたことだからそれでもいいという。それで、四、五十人の新しい組合員がいて、それで漁師をして飯を食っていくときには、隣の村では道路ちょっとそっち行けば11月まで網やってもいいとか、こっちは10月で終わりだとか、それは確かにそのふ化関係の話もわかりますけれども、本当に漁民のことを考えたときは、同じやるならばそういうふうによってもいいんじゃないかと、指導もできるんじゃないかなど。それこそ大槌町が今、さばき場になったけれども市場を購入した、ふ化場も自分たちでやるという、そういう話をするけれども、そういうふうになったときには大槌町も漁民のためにそういう指導をしてもいいのではないかと。だから私は言っているんですよ。前のときには言わなかったんですけどもね、それは決まっているものだから。だから、あなたが今しゃべっている建網の話は、本来であれば沖野島なら沖野島で何丁目何丁目ってあるでしょう網が。それを今やっておかないと次の許可が下りないからというのが、今のあなたの話。私言っているのは個人の話、個人で小さい網っこやっているんですよ。その話なんです。あなたが言っているのは、沖野島の何丁目何丁目だとかそういう話ししているけれども、それはそれでわかるけれども、個人的なそういう建網というのは、私あえて言ったんだけど、そういう建網をやっている人たちの対応を、そういう許可のことが、同じ湾内の中で11月、10月でなく、やらせるならば11月までやらせるような考え方もあっていいのではないかなどということ。少し検討するぐらいの、せっかく町もそのぐらいまでやったんだから、何度でも言って漁民のためにやらせるよぐらいに言わなきゃだめですよ。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 23年度補助事業の中では、沖野島の定置というのは漁協の定置ですとか、そのほかに議員おっしゃるように個人の建網、それについても補助の導入があって町のほうで県・国の指導を受けながら事業を進めております。

議員おっしゃるとおり、今度の基金もありますので、実際には指導機関は県ではありませんけれども、通常、今の3施設が町のほうで引き取るということもありますので、内容についてはいろいろ意見を出しながら協議していきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。小松則明議員。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。野崎議員は二人でしゃべられっから少し気になりましたけれども、簡単なことをお聞きします。まず、この水産業事業共同利用施設復旧支援事業費補助金、補助金とは何分の何ぼとかいろいろありますけれども、こ

の3,039万3,000円ですか、これは何分の何ですか。10分の10ですか、幾らですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） これは、国のほうが3分の1、県が9分の4、これに町が9分の1を含めて9分の8相当が補助になります。

○議長（阿部六平君） よろしいですね。（「よろしいです」の声あり）

進行します。7款商工費1項商工費。岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 商工費の15節の仮設商店街のイベント広場整備の場所と内容と、それから、桎内仮設店舗排水対策工事、この前の大雨で浸透ますの中に入った。板金工場なんかはお客さんから預かった車が浸水して使えなくなったという苦情も受けていましたが、その辺の対策というのはないのかお願いします。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 議員の質問、2点だと思いますが、まず、1点目でございます。仮設商店街イベント広場整備工事の概要でございますが、イベント広場、今の駐車場ですね。商店街の、今口の字というかになっているわけですが、（「北小のね」の声あり）はいそうです。あそこの駐車場部分を簡易舗装したいという内容でございますが、ちなみにでございますが、今現在、県単の補助の、先ほど歳入で出ていましたけれども地域経営推進補助金、3分の2補助なんですけれども、その補助を受けて施行をしたいということで今現在、申請中でございます。

それと、もう一点の桎内の仮設店舗の排水工事の内容でございますが、仮設店舗の造成の際に、表土部分を、県道の反対側のほうに表土を盛り上げているという形になっておりまして、それが今回、5月3日の大雨の際に影響があつて排水がうまくいかなかったということもございましたので、その部分を今回の補正予算をとった後にその辺の整備をしたいということで計上してございます。

また、もう一点は、板金さんの、浸水したというのは、私どもも5月3日、早朝でしたけれども、行って事実は確認してございます。ただ、実際その車が置いてあった場所なんでございますが、実際うちのほうで仮設として借り上げしている土地から、ちょっと、借りている土地の範囲内ではなくて、背後地といいますか、そちらのほうの確かに低い部分のほうに車が置いてあったということで、うちのほうではその部分についてはちょっと補償とか、その部分では対応できない旨は、ご本人のほうにもその時点でお話はしてございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） ありがとうございます。いずれ仮設団地、あちこちで浸水しているところもありますので、入梅の時期でもありますので早い時期にやってもらいたいなと思います。

それで、同じ19節の補助金の関係ですが、中小企業被災資産復旧事業費補助金、それと、もう一つ下のほうの内容についてお伺いします。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 中小企業被災資産復旧事業補助の内容でございますが、まず、対象経費関係でございますが、滅失した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置の取得に要する経費ということが対象の経費でございます。また、補助限度額でございますけれども、製造業、宿泊業、宿泊業というのは旅館・ホテル・民宿等のようにございますが、の限度額は2,000万、その他の業種につきましては300万の補助限度額でございます。また、補助率につきましては、補助限度額の半分は事業主様のほうに自己負担をしていただきまして、残りの半分の部分は町と県で折半の財源という形になってございます。

もう一点のほうの関係ですけれども、再開事業補助金でございますが、再開のために必要な備品関係の購入部分につきまして、上限50万ということで考えている内容でございます。対象はあくまでも備品関係ということになります。

補足になりますけれども、ちなみに県のほうでも三陸基金という似たような制度がございます。こちらのほうも、三陸基金のほうは7月以降に受け付け開始するというふうにも聞いてございます。ただ、三陸基金の場合は、受け付け開始以後に購入、そうじゃなければ対象にならないというふうな制約もございますので、うちのほうの再開の支援金のほうにつきましてはそこをうまくカバーできるように、それ以前に購入した部分とかも、うちのほうでもその辺をカバーして調整はしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） では、これは次の土木費と絡みますけれども、さっき柱内の排水について、排水についてということになれば、飲んだ水、流しから出した水、いくらその商業というか、仮設店舗の中でも。あそこは側溝ついている用水なんですよ。用水ということは、用水には流されませんよとって、あそこの近くだったら、川のわきの

沢づたいのところがありますよと。それはそれでいいんですけども、そういういろんな、そこに出す排水とかやると思うんですけども、本来はあそこのところ、これから何年という歳月の中に、いろんな雑排水とか、あそこの場合地下浸透とかいろんなものがある。その中で、絡めてどうですか、今回の中のやつで柵内地区の根本的な排水事業となるものの事業を起こすということが、将来の柵内の、これから都市とかいろんなものができる面で商工的な面も込み、土木的な面も込み、そういう事業というものを考えたほうがよろしいかと思えますがどういふものでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 以前にも質問いただいたんですけども、まず、町であそこの排水処理をするための事業とすれば、今考えられるのは、社会整備総合交付金であります。それは、その年その年でひっそりと申請してとれる事業じゃなくて、計画立てて、そしてそれにのっかって、年次計画を立てて整備する事業なんですけど、一応来年度、この交付金事業の変更計画を立てて出して、そしてその上で柵内地区の排水路の整備の実施に向けて申請したいなと考えております。

○議長（阿部六平君） 土木費に入っているようですが。8款土木費2項道路橋梁費。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） きのうの続きをしたいと思います。きのう、町道花輪田寺野線の入札不調の関係を一般質問の中でちょこっと話しましたがけれども、その不調が二度ですか、二度の入札で続いたということは、やはりそれなりの原因があると思います。今回、二度の不調を経てその原因がどこにあるのか、まず、その原因がどこにあるのか。そして、その不調の原因が、例えば、少しの金額の差で不調に陥ったのか、あるいはかなりの金額の隔たりがあったのか、そこら辺、まずご説明お願ひしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 2回の入札で2回とも、3回できるのでやったけれども不調に終わりました。2回目の際の不調、3回目の札についてはちょっと近づいたかなと思いますけれども、2回やって不調ということは、やはり業者さんと町の積算の考え方等ちょっと。やはり、ロックネットとかネットものは、地元の業者ではできません。それで外注になるんですけども、その外注型の資材のものとかによっても、よく使うもの、なかなか特殊なものというのがあれば、その入る仕切りも違ってきます。多分、そういうところで差があったのかなと。それで今回、やはりのり面店さんでもできる、

一般的にできるようなネット材で入札し直すかなということで考えております。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。河川費。

○11番（岩崎松生君） 前回の大雨で、あそこは何だ、仮設内に相当水が入ったということで、私もそれ見てきたんですが、確認です。あその裏を通せば何とか水が大丈夫かなと思うんですが、その辺の改良をされているのかと思いますが、されていなかったらば、今後どういう考えを持っているか、そのこのところ。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） まず、5月3日の大雨で、去年の台風等では水つからなかつたんですが今回、5月3日の大雨でちょっと冠水したということで、私もすぐ現場にはせ参じて、床下浸水で終わったんですけども、その後、岩手県知事さんが視察に見えられまして、県で実施するという方向になっております。それで、裏の山沿い、やはり側溝で結んで、川のほうに抜けば、そっちのルートでも抜けるし、それと、今言った強制排水、ポンプをつける方向で今、県は検討しているところです。ただ、検討すると言っても、次の台風もありますので、それについては早急に実施していただくよう要望します。（「お願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 先日、振興局のほうに行って河川のほうの話をしてきたんですけども、桜木町の前の堤防、あそこ、津波のときは実際私、あの堤防に上って見ていたんですけども、津波で水が来たとき、乗り越えたのは桜木町が最初だったんですか。ということは、堤防は、花輪田線のほうが若干高いんです。川の水がふえても、前にも私議会で言ったけれども、釜石のほうで580ミリ降ったときは、しゃがんだ状態で川の水に触ることができたんです。桜木町。真ん中のところは、そろそろ決壊かなという感じでした。そのときは、花輪田線のほうが余裕あったんです。だから、今回、津波のために、水が来たときに、河川の堤防のかさ上げをやってもらったほうがいいんじゃないかと要望も出したんですけども、説明を聞いたら、河川の堤防のかさ上げがないような話なんです。それで、ちょっとその辺うまくないなというので県のほうにお願いしたんですけども、県のほうでは、そのとき話し合うという話なんです。これも、直接言ってきたんですけども、町のほうからもこの河川の堤防について、小鍬川だけでなく大槌川の河川の堤防についても、例えば大ケロ川とか例えば八幡川の河川の堤防とか全部見

直すように県のほうにお願いできないのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 小鍬川沿いの堤防は、完成断面、あの高さが、例えば大雨のときだけなんですけれども、どいう雨が来てもあふれないという完成断面にはなっているようなんです。ただ、今回の3月11日の津波でこれを越えてきたということで、桜木町地区の懇談会でもやはりかさ上げしてほしいということは承知していました。それから、大槌川沿いでは、防災計画上なんですけれども、要するに無堤、堤防のない区間、漏水するか、結局、堤防の下をくぐってそっち側にもこもこと出るような区間等の、それは継続してそういう手当てはしていくというのは聞いていましたけれども、今言った全体的な話については、あの辺は今、どういふ計画というのがあるのか、計画を確認したいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） それと、河川床の問題。長年にわたって積み重なった河川床の問題。これを具体的に河川床を掘り下げていくのか、そこらもまだ具体的に出ていませんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 以前、2カ月ほど前でしたか、議員さんみんな集まって政務調査会の勉強会があった中の要望の中に、両河川の土砂のしゅんせつという要望があったものですから、それは即刻、県釜石振興局土木、河川のほうに要望しています。ただ、それについてやるやらないはまだ確認はしておりません。

○議長（阿部六平君） 4項都市計画費。三浦君。

○1番（三浦 諭君） 17節公有財産購入費、こちらは防災集団に伴う用地買収ということで、これは新しい移転先の費用になりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川 野 重 美君） 17節公有財産購入費の関係でございますが、移転元と移転先を想定した、全体の中の一部ということで今回は計上させていただきました。以上です。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 諭君） そうしますと、概算出ておりますのが、面積というのは概算教えていただきたいと思いますが。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 今回、提案させていただきました補正等の内容でございますけれども、5月25日付で第2回復興交付金の配分通知を受けました。赤浜地区、それから現在、6月末申請を検討しております第3回復興交付金の関係を計上させていただいております。赤浜地区ほか5地区、全体で6地区分あるわけですが、移転元と移転先の用地買収の内訳でございますけれども、移転元の買収面積の一部であります。トータルで約32万9,000平米、用地買収費を73億8,980万円。また、移転先の買収面積、これも一緒であります。トータルといたしまして約27万平米、用地買収費を52億3,740万円と設定いたしましたところでございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 三浦君。

○1番（三浦 諭君） ありがとうございます。被災された住民の方々が自分の土地が幾らくらいで買われるかというのを大変心配されております。この予算がつくことによって住民に示しがつくかと思っておりますので、こちらのほうどうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 今回の補正の額、額だけでいくと8割以上が土地購入費なわけですね。やっと動き出したかという印象があるわけですね。そこで、三浦君と少しかぶるんですけども、伺いますけれども、解釈が間違っていたら教えてください。防集に関してエリアを決めて、そこを町が買い上げるという予算がここに計上された。説明会に行っていると、宅地は買い上げるんだという説明を聞いていたんですけども、エリアを買い上げるときに、登記上、宅地のところは買い上げる予算がとれて、そのほかの土地もいっぱいあるわけですね。そのエリアの中には、それらについては、どういう考えで今後いくのかということをお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 3月11日から21日ぐらいまででしたか、町内で5カ所、それから町外で5カ所、説明会を開催させていただきました。資料等で説明をさせていただいているんですが、基本的には宅地等という表現になっております。前回の町報もおうちの中にも防集事業、それから区画整理事業のしくみ、それからスケジュールをお示しをさせていただいたんですが、農地につきましては宅地に換算した農地という解釈でございまして、ただ、国・県のほうに確認いたしますと個別に相談してほしいと。そ

ういった農地等の範囲につきましては。当然、工場ですとか、それから宅地以外の駐車場ですとか、そういった部分については今回の対象外ということになっております。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○1番（芳賀 潤君） 移転先のほうの話ですけれども、現状、町のシミュレーションの中で、例えばこの辺の高台に移転したいという候補地を今、住民の皆さんは図で持っているわけですね。これから人との用地交渉だったり、成功すればいいけれども、なかなか、不調に終わるものだったり、不調に終わればそれとは別に探さないといけないだとか、これから住民さんに本当に高台に行くのか公営住宅なのか、やはり区画整理事業をするのだったら戸建てを望むのかによっても、大分この面積というのは変わるんだと思うんですけれども、現状、例えばゾーンで山の辺がいいかなというのは町内の地図であるんですが、現状、そのゾーンの中に入っている方々については打診をして既に終わっているのでしょうか。もしよかったら……。たまに聞きますよ。おらいさはがき来たとかという話、聞きますけれども、町があらかじめ想定している地主さんには、もうそういう通知というのはすべて発送になっているのかどうかということを知りたいと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） これにつきましては、1月19日から27日の期間に、そのときに36箇所を指示してアンケート調査はしてございます。そのときに、アンケートの結果で低かったといいますか、選ばれなかった部分につきましては、現在除外をした中で進めている部分があるんですが、打診をしているかということにつきましては、全部については打診はしておりません。今からの地域懇談会、それから個別の意向調査、そういった重ねていく中で、当然移転先の所有者、そういった方々のご意向を確認しながら決めていくというふうになると思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ということは、例えばそのエリアで100件ぐらい建てようと思っている高台移転が、もう話し合いでもだめになったということは、ほかにも見つけていなくちゃならないということになりますよね。そうすれば、今、打診していないとおっしゃったんだけど、現在打診されていない方にも別な意味で打診をする可能性もあるという話と、あとは、そういうのを調整しながら、きのうの一般質問の中でも答弁

にあったとおり、もう8月の上旬にはいろんな事業の方向性を決めて大臣合意を得なければならないということは、それらについてもタイムリミットは大体8月の上旬という考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） きょうの話の中で7月末から8月上旬、これは合意形成の一つの目安ですよということをご説明させていただきましたが、今回、防集事業につきましては6地区分の予算を計上させていただいております。この6地区分、すべて9月末の大臣同意が取得できればいいんですが、当然地区ごとに温度差といいますか、移転先の取得の可能性につきましても違いがございます。そういった中では、できるだけ多くの地区で9月末の大臣同意ができるような方向で対応していきたいと思っておりますし、場合によりましては、その地区の範囲での一部について大臣同意を取得していくというようなことも考えていきたいと思っております。（「だから、その9月の大臣同意に間にあわなかった場合だとか、それも例外としてあるんだとか、間に合わなければ終わりなんだとかという話。」の声あり）

すみません。一つの目標といたしましては、私どもが3月末に説明会でお示いたしました9月末というのがございますので、それを大前提といいますか、目標にしているんですが、9月末ではできなかったからそれですべて終わりということでは決してございません。当然、地域の方の合意形成という部分が大前提というふうに考えておりますので、それ以降も、区域につきましても最終的な部分では100%同意をいただくというふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） ちょっと補足説明させていただきますけれども、防災集団移転推進事業のこれまでの例でいきますと、移転先区域の宅地は全部買い取られるものを買い取りを行うと。それから、2分の1以上、なおかつ土地利用計画に基づき住宅団地を建設し、移っていく。これがぴたっと合えばいいんですけれども、一般的にはなかなか難しいと。できる範囲で、1回目の部分をくくって、計画書で大臣合意をいただくと。その後は、変更、変更、変更、変更というような格好で進んでいくような事業というふうに聞いております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 続きまして、今、芳賀議員さんと三浦議員さんが聞いてくれまし

たので、次のところの補償とか賠償金のところ、これどういうものが補償であったり賠償金のところになるのか教えていただきたいと思います。

それから、できれば、その内容に伴って、各地区の試算したものをこの金額で、9億340万という金額を積み上げていると思うので、この地区ごとのやつは、後で、終わってからで結構ですので金額を教えていただければと思います。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 当初、補償、補てん及び賠償金の関係、9億340万円でございますけれども、移転先の山林等の杉、ヒノキ等にかかります樹木補償費、これはトータルで1億7,300万円、それから、仲松地区で計画されております高台移転候補地で、現在採石場の営業を行っております。採石場の事業補償費、これを5億8,040万円、さらに、移転先候補地内に既存のブロックべい、簡易な建造物が存在していた場合の工作物あるいは建物補償費、これを1億5,000万円、これを見込み計上いたしたところでございます。具体的な補償内容につきましては、ほとんど、住民の方々への意向調査確認、高台移転候補地の地権者との折衝を行っていく中で、本事業におきます移転先の状況も変わってくることになると思われまますので、今回の補正予算の内容につきましては、概略の予算ということでご理解をいただきたいと思います。以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 直接、予算に関係ないんですが、進め方ですね。実はこの間、夕方、役場の周辺を歩いたらしいですけれども、2人で。歩いていましたか、協力してほしいと。役場で。ここにはうちを建てられませんよ、協力してほしいと歩いたらしいですけれども。歩いていましたか、役場の方。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 恐らく町方地区の関係だと思っておりますが、町方地区につきましては、JRの部分につきましては、JRから南側、北側ということで防集、区画整理事業の区域……（「歩いたか、歩かないか聞いているんです。個々の家を」の声あり）はい。前の役場側のほうですね。そちらのほうの区域を、同じように区画整理事業、それから防集事業の区域を設定する中で、今、3月の説明会でお示しいたしました区域、そこが住民の方々のご意向としてどうなのかということで、その範囲について合意を確認するために調査で回らせていただいております。以上です。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） それでね、私、仮設の住宅の方に相談かけられました。来たけれども、じゃあどこへ行けばいいかと。まだ決まっていませんと言われたと。ちょっとこれ、みんなで考えなきゃいけないんですけれども、人をお願いするのにね、まだ決まっていないで協力してくれという話、話の順序おかしくないですか。だから私、言ったんですよ、決まってから来いと言えよよかったんだと言ったんですよ。そのように、住民の人たちはみんな、ぴりぴりしているからね、よっぽど、何ていうか誤解を受けないような形で交渉していかないと、なるものもならない。そういうように考えていますので、まず、お答えはいいです。そういう住民感情ですよということだけご理解いただければいいです。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 今、後藤議員とちょっとニュアンスは違く、私はご質問いたします。じゃあ、この購入ということ、防集です。防集の購入ということですが、その場合、土地の何を基本として持っているのか。言うなれば登記上なんですかと、それとも立ち会いしますか。そういうのをもうここで早目に決めないと、立ち会いなんかしたら、それこそ今でも大変なところもあると。あるのに、もうその方向づけをして議会にかけるべきだと思いますが、どういう仕方をして買い上げをするつもりでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 今のご質問は、土地の面積ということになりますでしょうか。面積についてなんですが、大槌町の場合は、きのうの町長答弁の中にもあったんですけれども、登記簿上の面積とそれから実際の面積が違うといいますか、国土調査をしていないというのが非常に多うございます。そういたしますと、基本的な部分で登記簿だけでいきますよというふうにはならないのかなと思っておりまして、そこについて非常に大きな課題であるというふうに考えております。国・県のほうにも相談した中では、基本的な売買につきましては実測が原則だというふうに言われておりまして、そういたしますと、非常に、そういった測量の作業に日数がかかるということにもなるものですから、その部分を今後、どういった形でクリアにしていけるか、そこが大きな私どもといたしましては課題の一つかなというふうにしております。以上です。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） そのとおりです、課長ね。だけれども、町方の、例えば大槌町の町内の町方、じゃあ、ここ国土調査はどのぐらい入っているか。大体終わっていますよね。ある一定の場所だけです。国土調査が終わった場所については、もう進めますよ、ですか。町民の方々は、どのぐらい進むんだと。一つでも壊せばああ、あそこは進んだから、次はうちのほうかという希望が持てるんです。だからそれをはっきり、国土調査が終わった場合のところは進めますよと、そういう方向づけを議員にぶつけてくださいと私は言っているだけの話です。力入ると倒れるといけないので静かにいきますが、だから、進めるにおいて、やっぱりこうだよということで町のほうがやっぱり言ってほしいんです。そうすれば、住民の方々も、きのうの一般質問でも言いましたけれども、情報発信をしますよ、その発信のやつ、お金は別としても買い取りはします、だから土地の面積は国土調査が終わった部分はもう買い取りますからという方向づけで、それはいつごろですかということをお早く発信してほしいと思っております。答弁は、情報発信の場所があるということで、後でお聞きしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） まず、この単価は、震災前の相場といいますか、その程度の、何割程度でまず計算したのかというのが1点です。

もう一点は、例えば二重ローン等の関係もあると思うんですけれども、担保物件に入っている例えば住宅地ですね、それが、例えば権利調査をすることによって、銀行とのやりとりがあつて、銀行とは入金と同時にお客さんと相談してローンの残金を相殺してくると思うんですけれども、そこら辺は行政は関与できません。あくまでも金融機関なりお客さんとのやりとりということですよ。まずその2点をお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 今回、予算計上させていただきました単価につきましては、岩手県のほうが3月29日だったでしょうか、被災土地価格調査による関係評価額を公表いたしました。これにつきましては広報おおつちの4月20日号で町民の方にもお知らせをしたんですが、この価格を参考に算定させていただいておまして、全8カ所あるんですが、マイナスの21.2%からマイナスの24.2%というのが、震災前といたしますと、震災格差率というふうになっております。

それから、二重ローンの関係ということでございますけれども、基本的にはそれぞれの権利者において、抵当権等が設定される場合にはそういった相殺等は行っていただく

というのが基本でございます。宮城県さんのほうでは、住宅金融支援機構さんのほうから、二重ローンといった形でほかの金融機関さんのほうにも呼びかけをいたしまして、そういった二重ローンの関係等について調整を図っているというふうに聞いております。岩手県につきましても同じような形で住宅金融支援機構さんのほうに協力をお願いしながら、それぞれの個別相談という形になろうかと思っておりますけれども、対応できればというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 私は、広報に書かれている下落率というのは見て承知しております。ただ、その注意書きと申しますか、これはあくまでも買い取り価格じゃないよという説明書きがあったと私覚えていますので、その近い数字を使ったのかなということでも理解しました。そこで、今まで震災前に、例えばこれは行政のスタンスになると思うんですけども、税金等が滞納になっているよ。今回、用地代金とかそういうのが入るよ。それは、こういう状況ですので道義的になかなか返済してくださいよということではできないような気がします。ですので、いなければいいんですが多分いると思うんで、そこら辺の震災前の5年間過ぎていない税金のあり方というのと、この用地代金とか補償代金をどういうふうにこれからやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 実は防集等で買い上げたものについての検討をまだしてございません。通常であれば、売買すれば当然できる価格であると。お金が、一時取得でも入るということです。（「私が言っているのは、今まで例えばたまっている税金をどうするかということです」の声あり）それについても、収入があれば、我々とすれば、それはいただきたいなど、原則。原則はそういうことです。ただ、今後、当然これは被害に立って再建するわけですので、その辺は今後の協議だと思います。

（「わかりました」「議長、意見」の声あり）

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ちょっとお聞きします。赤浜地区の価格の件ですけども、この赤浜地区、平米1万1,000円というものを最初見たときに、これは土地でしたか畑でしたか、そこをちょっとお答えしていただきたいということと、あと、現時点で赤浜地区の売買している価格、土地の価格、一応7万から10万、なぜ高いかというのと、

赤浜には土地がないから。土地のないところには、土地の価格が上がるということは実際あるわけです。それを、無視とは言いませんが、大槌町をわかった不動産の人を立てればそうなるでしょうが、他県の人が見れば、浜どこでしょうということの大槌町の意味での土地の代理者というものを考慮しているのかということをお聞きいたしますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） まず、赤浜地区の1万1,000円でございますが、赤浜1丁目の中央部につきましては宅地ということで鑑定がなされております。

それから、今現在、7万ぐらい10万円程度というような売買があるということでございました。現在、不動産鑑定士のほうに標準との、先ほどの1丁目以外の部分の標準地について不動産鑑定を今、作業中でございます。当然、各筆ごとに個別評価するというふうになっておりますが、先ほど申しました7万から10万、こうした今の売買事例も踏まえながら、標準地の設定というふうになろうかと思っております。

ほかのところでもなんですが、用地のそういった移転先の確保というのが非常に難しいというふうな新聞報道もございますので、これらにつきましては、全庁を挙げて、町職員は当然なんですけれども、ぜひ議員さん方にも今後いろいろな形でご協力、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。5項住宅費。

9款消防費1項消防費。（「進行」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。後藤君。

○10番（後藤高明君） 教育長さん、ずっと見たんですけれども、小中一貫校、例えば調査費とかそういうのが出ていませんけれども、何か予定している場所が、いろいろ聞こえてくるんですよ。地権者の問題だとか、あと三陸縦貫道の入り口であるとか、学校のPTAで何かつくったんですか。素案。そういうものを通して、果たしてあそこは可能かどうかということで心配しているんですよ。私なぜかと言うと、何だかんだ言っても、学校は最優先でやらなきゃならないと思うんです。その辺についてどうですか、最優先ということについて。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほど来お話しあるように、復興についてはさまざまな優先度があると思います。病院とかさまざまあると思いますけれども、やはり学校も、子供た

ちの成長を考えると待ったなしの早い時期の復興ということは本当に十分考えてまいらなければならない最優先の一つであるというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） それで、人口流出とかみんな話題にするんですけれども、例えばきのうの会議なんかを聞いているんですけれども、観光だとか、産業育成だとか、ずっと何十年も大槌町はそれをうたってきたでしょう。その結果、津波でこうなってしまいましたけれども。なかなか簡単にはいかないと思います。交通の便もこのとおりで。まず、パチンコ店を見ればわかるんですけれども、一生懸命汗を流して働いてもらいたいような人たちが、朝から晩まで男女を問わずもうパチンコに熱中なんですよ。そういう地域の背景があるわけですよ。そこで産業育成と言っても私はなかなかそうはいかないと。そういう意味でも、やっぱり子供たちに力を入れないと、ますます人口流出になってくると思います。やっぱり子供のことを真剣に考えている親もいっぱいいるわけですよ。そういう人たちは、外へ仕事を求めて去っていつているんですよ。そういう意味でも、何とか早く立派な学校をつくって、若い世帯をここにおさめるようにしなければならないと思うんです。

あわせてプール、ますます津波で海を恐れている子供たちがいる。やっぱり海離れをとめるというのかな。そういう意味でもプールを何とか、早くお金を工面して、今駐車場ありますね、仮設校舎の。あそこに、私たち反対したんですけれども池をつくったんですよ。あその池を。（「後藤さん、簡潔に」の声あり）簡潔にして、大事なことをしているんだからね。あそこなんかも視野に入れて、何とかプール、急いでつくってもらいたいと思うんですけれども。

もう一つ、吉里吉里なんかに行くとかって言っていましたけれども、プールを使うために子供たちが。そうすると、行き来の時間、2時間はロスになると思うんです。その分は他の教科が必ずマイナスなんですよ。そういうことで、何とか頑張ってプール、どうですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） プールも新しい学校の施設の一環として、あるいは生涯学習絡みのプールもあるとは思いますが、できれば早急に子供たちの環境を整えてまいりたいと思っております。（「最後、3回目」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤君。

- 10番（後藤高明君） 私、自衛隊の見なかったんですけども、何かおふろみたいな感じのプール、ないですか。それだったらぱっとやれるですね。どうなんですか。
- 議長（阿部六平君） 教育長。
- 教育長（伊藤正治君） 簡易プールは確かに盛岡のある小学校でも使ってやっておりますけれども、子供たちの泳力を、あるいは技能を高めるということではどうなのかなというのがありますので、それでも、現在そういう施設もありますので、検討の一つの対象としては、ないよりは。（「お願いします」の声あり）
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） 13のふるさと科教材資料等、このふるさと科というのは、小中一貫校ということでも申しあげましたけれども、この小中一貫校でなければ使わない教材というわけではないですよ。
- 議長（阿部六平君） 教育部長。
- 教育部長（二宮康洋君） このふるさと科教材資料等作成につきましては、先ほども歳入のほうで説明いたしました地域の教育力強化プロジェクトの中で資料作成等をするものでございまして、大学等に委託するというものでございます。我々は、今現在におきましては当然、小中一貫校を実現するというところで進んでおりますけれども、当然、その中で使う教材ということでは考えております。
- 議長（阿部六平君） 阿部俊作君。
- 5番（阿部俊作君） この教材そのものは別に問題ないと思いますけれども、まだ、父兄の方というか、保護者の方たちに、小中一貫校そのものが十分浸透していない状況としますので、そのことをちょっと。
- 議長（阿部六平君） 教育部長。
- 教育部長（二宮康洋君） 説明不足ということでございますけれども、当然、今後、きのうも答弁したとおりですけれども、保護者の方、住民の方に小中一貫校の利点等を十分説明した上で当然、小中一貫校実現ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長（阿部六平君） 金崎君。
- 9番（金崎悟朗君） 小学校費のことで、ここにはないけれども、聞きたいのは（「小学校に入ります」の声あり）その中で、今、高齢者におけるふろの話あったので。それで、子供たちからPTAから住民の人たちからいろんな人たちがサブグラウンドを整備した

と思うんです。整備してスポーツをやっていたところにふろの話が持ち上がって、それで、PTAのお母さんたちがすごく憤慨しているんですよ。どこさ行ったらいいんだと。役所の人たち出てきてから、整備して、子供たちに野球やらせるのかと私、言われました。何とか、だからこの都市計画以外の、例えば線路から向こうに一時的にでも、コンクリートのがれきを取ってしまって、あそこに採石かなんか敷いて、または防集移転になるところの山にあるからそこから持ってきて敷くとか、何か考えて、子供たちのスポーツするところを早急に整備したほうがいいんじゃないかなと思って。それについてどうですか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（二宮康洋君） ご指摘の点につきましては、我々も新たな児童の運動場というのは早急に確保したいと思っております、現在の野球場等を簡易に整備し、子供たちが使えるような環境を整えていきたいというふうには考えてございます。

○議長（阿部六平君） 金崎君。

○9番（金崎悟朗君） 今の、よく出る検討とか何とかと同じになってしまうんじゃない。これ例えば、今月中に整備して使わせるようにするとか、本当に急ぎだと思うんだよ。よそではもう、大会やれるとか、そんなところまであるから、一日でも早く整備してもらうように、生涯課の課長さん、どう思いますか。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） 今の件については、何度か調整はしていました。きのうもちょっとお話し申し上げたんですが、野球場をとりあえずは使えるようにします。もちろん、野球だけに使うのではなくて、ほかのサッカーを含め何通りにも使いたい。したがって、今議員おっしゃった、せつかく子供たちが整備した、PTAのお母さん方が整備した場所がおふろになった場合には、もちろん、速やかに移行ができるような状況の中で、新しい、野球場の中にそういった場所を移動するなど考えたいというように思います。

現実的に、体育協会の総会があった際にも、サッカーの子供たちが走る場所がないということで、大分脚力が落ちていると、だから速やかにそういう場所をつくってほしいという声もありましたので、野球場ではありますけれどもいろんなスポーツに使えるように調整をしながら、速やかに、今おっしゃったように、この後、体育費のほうで、野球場の整備の予算が通ったなら、速やかにその場所の整備についてやっていきたいと思

います。（「一日も早く」の声あり）

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 先ほどの阿部議員の質問でちょっと気になったことがあったので教育部長に質問させていただきます。先ほど小中一貫校という話をされましたけれども、私は小中一貫教育というふうなようなことで話が進んでいたと思うんです。いつから小中一貫校になったんでしょうか、そこを確認だけ。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（二宮康洋君） すみません、私の言葉足らずでした。小中一貫教育です。失礼しました。（「そうですよね、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。中学校費。（「進行」の声あり）

4項社会教育費。（「進行」の声あり）

12ページ、保健体育費。はい。

○10番（後藤高明君） トイレ城。前にも何べんも私がこの議会の場で質問したことなんですが、管理はどこなの、あそこのトイレの管理は。何課。今の時代、どこへ行ってもトイレに金をかけてきれいにしているの。トイレ城みたいなトイレじゃないの。恥ずかしいですよ。どこの場所につくるの、トイレ城。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） まず、冒頭にお話が出ましたように、トイレ城、今ここで言っているトイレ城は、吉里吉里の農村広場の下にトイレがありましたね。その場所のことを今、指しています。もともとの管理、そもそも設置については当時、別のセクションでつくったように聞いておりましたが、今回、農村広場を私どもの指定管理の関係で貸し出し業務をやっていた、今、中学校のほうが使ってはいるんですけども、その利用についての要望がたくさんあったということで、あそこにトイレがない。そうすると、利用に当たっては非常に困るということから、まさに住民の目線に立った上で、そういった配慮がなされる必要があるだろうということで今回、設置を考えております。（「関連して。いいですか」の声あり）

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） お願いですから、結構、営業マンだとかなんかが来て利用しているんですね。だからあったほうがいい。ただ、ちゃんと、多少お金かかってもきれいに掃除するようにやりませんか。それを約束して終わりますけれども。よろしく。（「議

長、一つ戻ってはだめですか」の声あり）（「だれだね」の声あり）（「だめだったらやらない」の声あり）

○議長（阿部六平君） だからだめ。（「だめだったらやらない」の声あり）

進行します。災害復旧費 3 項文教施設災害復旧費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第51号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

3時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後3時07分

○

再 開

午後3時20分

○議長（阿部六平君） 再開します。

○

日程第14 議案第52号 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第52号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第52号の1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

12款繰越金1項繰越金であります。補正額407万3,000円の増額は、平成23年度からの繰越金のうち必要額を計上するものであります。

2 ページに入りまして、歳出。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金であります。補正額407万3,000円の増額は、震災の影響により、被保険者の死亡、転出あるいは資格喪失などがありました363件につきまして、国保税を還付すべき事由が確定したことによるものであります。

以上、平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額407万3,000円を計上しているところであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5 ページ、歳入。12款繰越金1項繰越金。

（「進行」の声あり）

進行します。6 ページ、歳出。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金。（「進行」の声あり）

進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第52号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第53号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第53号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第53号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正。歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額5,580万円は、復興交付金事業に伴う震災復興

特別交付金です。2項基金繰入金、補正額5,580万円は、復興交付金事業に伴う復興交付金です。

6款1項繰越金、補正額109万7,000円は、前年度繰越金です。

歳入の合計は補正額1億1,239万7,000円で、19億9,525万4,000円となります。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款1項下水道管理費、補正額34万7,000円の主なものは、消費税確定申告書作成業務委託料です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額1億1,205万円の主なものは、工事請負費で、大ケ口地区幹線管路新設工事と、白沢地区雨水排水路整備工事によるものです。

歳出合計は補正額1億1,239万7,000円で、19億9,525万4,000円となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5ページ、歳入。一括審議します。（「進行」の声あり）

6ページ、歳出。一括審議いたします。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 工事費を伺います。この白沢地区の雨水排水路の整備工事なんですけれども、これは震災前に設計が出ていましたよね。それをそっくり使うのかどうかという質問です。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） そのとおりです。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第53号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第54号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第54号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第54号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正。歳入です。

5款1項繰越金、補正額174万2,000円は、前年度繰越金です。

歳入の合計は補正額174万2,000円で、7億2,578万4,000円となります。

2 ページをお願いいたします。歳出です。

1 款 1 項下水道管理費、補正額24万2,000円は、消費税確定申告書作成業務委託料と下水道料金システム使用料です。

2 款漁業集落排水処理事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額150万円は、工事請負費で10カ所の公共汚水ます設置工事です。

歳出の合計は、補正額174万2,000円で7億2,578万4,000円となります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5 ページ、歳入。一括審議いたします。（「進行」の声あり）

進行します。6 ページ、歳出。一括審議いたします。（「進行」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第54号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第55号 大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（阿部六平君） 日程第17、議案第55号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指

定管理者の指定についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について当局から提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 平成24年大槌町議会6月定例会における追加議案1件の提案理由を申し上げます。

議案第55号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定については、大槌町水産物生産流通施設の設置目的に沿った効果的な運営を図るため、大槌町水産物生産流通施設の設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により本施設を指定管理者に管理させるもので、大槌町公の施設指定管理者選定審査会に諮問し、その答申を受けて、新おおつち漁業協同組合を指定管理者として、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 提案理由の説明が終了しましたので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第55号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大槌町水産物生産流通施設であります。

2 指定管理者の所在地及び名称は、所在地、大槌町吉里吉里2丁目1番13号。名称、新おおつち漁業協同組合。

3 指定期間は、平成24年6月14日から平成27年6月13日までの3年間であります。

次のページをお開きください。

1の施設の概要につきましては、議会全員協議会でもご説明申し上げておりますので省略させていただきます。

次のページをお開きください。

2 指定する団体の内容ですが、代表者は、代表理事組合長下村義則。設立年月日は、本年3月1日。資本金、基本財産は、5月31日現在、2,510万円。従業員数は、5月31日現在、出向・臨時及び期間支援職員を含め15名となっております。

次のページをお開きください。

3 指定管理者が行う業務の範囲については、四つの業務としております。一つに施

設の利用に関する業務、二つに施設の維持及び保全に関する業務、三つに天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務、四つにその他の業務として、施設利用者数の把握、報告書の作成としております。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これは知ってのとおり私は反対討論したけれども、賛成多数ということで決まったばかりだからこれは仕方がない。これは民主主義のルールだから、それはそれで済みますが。

今私が言いたいのは、5月29日かな、臨時会、29日だったかな。そのころやった臨時会では決まったんだけど、この3施設は大槌町にいつ、登記するのか。それをまず1点。それはなつたということで聞くんだけど、旧漁協があった。話を聞けばまだ残っていると。債務とかあったから、だから残っていると。新しい漁協は新しい漁協で進んでいくんだと。古いのは考えないで、新しく進んだほうがいいという皆さんの考え方だと思いますからそれは一理ある、そのとおりだと。一つの大槌町が3施設を取得して、そして新漁協にそれこそ委託して管理させるというのは、大槌町が大家みたいなものだから、大家が店子に貸してひとつこれからお願いしますよという、そういう、水産庁の指導もあって始まったものだが、その旧漁協の、今度大槌町が町のものにしたんだけど、そこには、元職員の退職者の人たちもいっぱいいるわけだ。いっぱいって10何人だかわからないけれども。はっきりとした数字は私わからないけれども、いるわけだ。そういう人たちが退職金をもらうべきものがもらっていないという、そういうこともある。こうなったときに、例えば今は「さばき」と言うけれども、市場だ。市場といえば漁協の心臓だ。そして、ふ化場だ。そういうことを大槌町が大家として持っていたからだけれども、おれは素人の考え方だけれども、持っているながら、旧のそういう職員の人たちが退職金をもらわずに、それこそ「路頭に迷う」という言葉はオーバーだけれども、なっているときに、大槌町は大家としてそういう元の退職者の人たちに何かしらの手だてをやれることはできないのか。これだけのものを預かったんだと。大槌漁協、新漁協の心臓部まで全部入っているんだから、そして、旧漁協のOBの退職した人たちは路頭に迷っているんだと。そういうときには、大家として、家主だ。そういう迷っているOBの人たちに退職金のそういう支払い的なことは、大家として、親心としてできるのかできないのか、それをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） まず初めに、ただいまご質問に対しまして訂正いたします。臨時議会におきまして3施設の設置条例案の施行令をご可決いただきましたのは、5月24日でございます。

最初のご質問です。議会で条例案を可決いただいた後、直ちに、補助対象物件でしたので、これについての町有権の譲渡、財産処分と言いますけれども、これについての水産庁に対する許可願いというか、そういった申請を出しまして、さけますふ化場につきましては5月28日付、市場と製氷処理施設につきましては5月30日付で処分して構わないというか、所有権を移転して構わないという水産庁からの通知を受理しております。

ただ、もう既に所有権の移転は可能な状態になっておりますけれども、当該物件のほとんどが未登記物件でありまして、それで、これから直ちに所有権の移転の手続を行いたいというふうに考えております。

それから、二つ目のご質問です。大家の立場からいくと、まずは、新漁協のほうにしっかりしていただかないとなりませんので、まずそちらのほうの経営の基盤の充実を図っていただくということを第一に考えざるを得ませんので、そこはご了解していただきたいと思います。大槌町漁協、旧と言うと失礼なんですけれども、既に退職されている方の退職金等につきましては、強制力はちょっと保障はできかねますけれども、これから可能な限り、新漁協の経営が万全であるということが前提になりますけれども、折を見て、多少時間がかかるかもわかりませんが、働きかけていきたいというふうには思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 大槌町だって何も好んでこの施設をつくったわけではないからさ、それはわかる。わかるけれども、そのために反対したんだからさ。車を持っている人ね、車の場合でも、持っている人と使っている人、そこにあるわけだ。そして、おれ関係ねえよ、おまえら乗っててぶつかったからやれたって、やっぱり持ち主は持ち主だものね。そういうことを考えときには、自分が旧漁協のそういう持ち物を譲られて、ただでもらって、ただだからもらってきたんだけど、そこに今まで携わってきた人たちにそのまま、大槌町は人間として、道徳として、おらはそれは知らないんだと言い切れるのかなど。逆に、そういう人たちから、いや、大槌町さん、あなたが大家さんだから何とかしてくださいよと相談かけられたときにおら知らねえというわけには私はいかない

ような気がするんだよな。おら専門家でないからわからないけれども。ただ、人間として、感情的にそのぐらい少しぐらい見てくださいよって言われるかもしれない。そういうときどういう対応をとるのか。いや、実際、もう関係ありませんとか、嫌なのを無理無理押しつけられたんだからおら知らねとかさ、いろいろ逃げ方便はあると思うけれども、そういうふうなところをやっぱり行政としてはっきりしておかないと、果たしてこれから皆さん、金かからないんだから押っつけて、やっぱり一回格好つけろやというような言い方でやるようなことだか、私は何て言うんだろうなそこら辺のところは、「いい塩梅」という言葉、使いたくないけれども、余りにも見え見えとしたいいい塩梅なんだよ。そういうふうなところが、本気で、これから何か事が起きたときに大槌町はどういう態度をしていくのだから、それを私は見きわめたいというふうになら、質問しているんです。何かのときにはどうするんだということだね。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） 確かに、感情論としては非常にそのとおりでなというふうに思います。非常に冷たいような言い方になるんですけども、旧漁協の大槌町漁協を既に退職されている方の退職金ということに関しましては、どうしてもそれは大槌町漁協の中で解決していただくべき問題というふうに言わざるを得ませんで、こちらのほうがどうしろとか、独立した、少なくともいやしくも独立した経営体でありますので、それに関しての金銭の、債権債務の整理の問題についてどうしろというお話は言えないということでお答えできません。これから働きかけていきたいというのは、そういった法律論、筋論では割り切れない部分も確かにあるなということでの、別にそういったもの、働きかけとか、町として最大限、このぐらいが精いっぱいできる対応だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） そこのさ、大槌町としても嫌々ながらこの施設は引き取ったと。今度は逆に、そういうOBの人たち、退職になった人たち、これが問題で、そのときは、大槌町は大家として今度は水産庁に、いやいや、こういう債務があり、とても大槌町の財政から退職金出すとか仮払いとか代払いとかできないですよ。何とかお金をくださいと交渉するのも大槌町の役目だと思うんです。町民だと、そういう人たちがその漁協のために退職金もらってなくて路頭に迷っているんだよということ、それを逆に大槌町は水産庁に訴えなきゃだめだ。我々、心臓部の施設を取得したんじゃないよ。あなた

たちに命令されたから取得したんだよと。だから今度、大槌町も強く出て、水産庁さん、何とかして下さいよと、お願いしますよぐらいの働きかけをしていかなければ、退職したOB町民が困りますよということです。おれの考え方、間違っているかな。法律は法律、わかる。そこら辺のところだ。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 漁協は、経営体がまず別ですよ。今回のこの交付金事業の3施設が、これは命令というか、相談してもしなくても、結局はその経営体の責任においてやらなければならないわけでございますので、これと、今回の退職金と指定管理者制度の関係は別問題ではないかなと思います。それで、先ほど車の貸し借りの話をされたわけですが、指定管理者制度の中でその物件を貸した中で何か不測の事態が起きたということについては、指定管理者制度の条例の中で、3ページにもあるわけですが、危機管理体制の整備に関する業務内容と、もう載っているわけです。それで、この貸したものの物件の瑕疵あるものの事態になった場合の損害、他に及ぼした場合の損害等については、当然ながら町にあるわけですが、その管理的な問題で他に迷惑を及ぼした損害については管理者である漁協になるわけですので、あくまでも経営体の問題と指定管理者制度は分けて考えなければならないと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 野崎議員さんが反対の立場で質問したから私、賛成の立場ということでもないんですけれども、この前の臨時議会の中で、いずれ前を向いて進んでいかないと何も始まらないという意味で賛成多数でこの取得が決まったわけで、さっき部長の答弁にもあったとおり、旧漁協がどうのというより、新漁協が潤うことによって旧漁協の退職金等々に充てることもできるわけです。そのために、先ほど補正の中で6億という定置網の云々かんぬん、来年度になれば2稼動分だとかという話もあって、そういう補助金がある限りはそういうものも運用しながら、サケだったって、去年放していないわけだから、本当に3年後に帰ってくるか帰ってこないかというところがありますけれども、いずれそういう意味では、国も保障もあり、県の補助金もあり、大槌が建物も取得して一致団結して水産業を救ってやろうやというようなことで考えておりますので、逆を申せば、町が3施設を取得して今回、指定管理の議決なわけですが、先ほど野崎議員の前段の議員の言葉を借りて言うならば、多少、漁業権だとかいろいろな問題があったときに、こうすればもう少し運用がよくなるんじゃないかとか、漁民を助

けることになるんじゃないかというふうに、第三者的に感じるようなところがあればそれは積極的に意見を申し上げて、今、水産業が復興できるように助言をしていくのが正当な考え方だと思います。特に答弁要らないです。以上です。

○議長（阿部六平君） 里館君。

○8番（里館裕子君） ちょっとお尋ねしますが、指定する団体の内容の中に資本金（基本財産）というような、2,510万円うたっているんですけども、この資本金という言葉、語意なんですけど、私が考えますのに、漁業協同組合、そういったところのものでは、「資本金」という言葉ではなく「出資金」という言葉を使っているように思いますし、新おおつち漁協の定款を見ましても資本金という表現はないんですよね。ここであえて「資本金（基本財産）」とうたっているのには何か特別な理由があるのでしょうかと思ひまして。「出資金」でなく「資本金」となっているのはどういった意味でということをお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） 確たる証拠に基づいたものではありませんけれども、資本金と申すのは、純民間企業の場合に使う表現であります。それから、基本財産というのは、公益法人等に使うものでありまして、ご指摘のとおり、漁協の場合は出資金という名称を使っております。いずれも、支出形態によって言い方は異なりますけれども、中身については全く同じものでありまして、ここについては、一般的に、指定管理者になる団体というのは大体、民間会社もしくは公益団体であることから、この様式をそのまま引用されたことにものによるものであります。記載ミスだったと思います。大変申しわけございません。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今の資本金の関係ですけれども、実は指定管理者に関する条例また規則の中に、そういう様式の中に資本金という記述がありましたので、その部分を採用しているということになります。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） 阿部課長さん、採択する前に、理事の名前、きのうお願いしましたけれども、新しい理事、決まりましたか。あと、組合員数。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） まず、組合員数ですが、これは6月12日現在で253名

でございます。それから、理事につきましては、今回、新しい理事につきましては地区ごとに推薦された方々、全部で10名ございますが、きょう理事会がございまして理事会の中でそれを報告するというところであります。今月は一応予定では6月29日ですが、その総会の段階で新たな理事が選任されることと思いますので、今の段階では名前については控えさせていただきます。

○議長（阿部六平君） 後藤君。

○10番（後藤高明君） では、総会が終わってからよろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 里館君。

○8番（里館裕子君） 今、阿部課長さんが理事10名とおっしゃいましたけれども、7名と監事が3名だと記憶しておりますけれども、間違いないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 失礼しました。役員10名、役員候補10名、実際には理事が7名、監事が3名になる内訳になります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。（「ちょっと待って」の声あり）

岩崎君。

○11番（岩崎松生君） すみません、議長。議事進行でちょっと済まないけれども。あいまいにちょっと私、とらえたものだから、新漁協と、旧漁協の職員の退職金の関係。全く別な問題だと思うんですが、何か話の内容を聞いていますと、新漁協が景気がよくなればそういうことも考えられるのではないかというようなニュアンスだと私聞いたんですが、それは違うんじゃないかと思うんですが、その確認、ちゃんとしておきたいなと思います。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のとおり、あくまでも旧大槌町漁業協同組合の債務の一部でございますので、今度設立されました新おおつち漁業協同組合のほうの債務とはなり得ないという内容でございます。（「そうですね」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第55号大槌町水産物生産流通施設の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時54分

再 開 午後3時57分

○議長(阿部六平君) 再開いたします。

○議長(阿部六平君) 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま請願審査報告並びに議員の派遣について追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題といたすことに決定いたしました。

追加日程第1 請願審査報告

○議長(阿部六平君) 追加日程第1、請願審査報告を議題といたします。

24請願第2号公的年金改悪に反対する意見書提出を求める請願について、総務常任委員長の報告を求めます。後藤委員長、登壇願います。

○総務常任委員長(後藤高明君) それでは、請願審査結果についてご報告いたします。

請願第2号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について、審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、6月12日に委員会を招集し、審査いたしました。委員会では、賛成・反対、いろいろと意見が出されましたが、採決の結果、委員会はこれを不採択とすることを決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

これより順次、討論、採決を行います。

24請願第2号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願について討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

24請願第2号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願についてを採決いたします。

委員長の報告は不採択ですが、本請願を採択することについて採決いたします。24請願第2号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願についてを採択と決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 賛成少数でありますので、よって、本請願は不採択と決定いたしました。

続きまして、23請願第2号被災した大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願書について総務常任委員長の報告を求めます。後藤委員長、ご登壇願います。

○総務常任委員長(後藤高明君) それでは、引き続き、昨年度から継続審査中でありました請願第2号について審査結果をご報告いたします。

請願第2号震災した大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願書について、審査結果を報告いたします。

本請願については、3月定例会において付託され、閉会中の継続審査となっておりますが、6月11日に委員会を招集し、審査いたしました。遺族の思いや建物の維持管理、今後の復興に向けたまちづくりなどを総合的に判断した結果、委員会はこれを不採択とすることに決定いたしました。審査結果につきましては請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお申し上げます。以上です。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（阿部六平君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

これより順次、討論、採決を行います。

23請願第2号震災した大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願書の討論に入ります。（「はい」の声あり）まず、反対者の発言でありますので。（「反対ではないです」の声あり）では、賛成者の討論。

○3番（東梅 守君） それでは、討論、私も初めてやるので不なれですので、この討論というのを考えてもおりませんでした。それで、この大槌町役場を残す請願、この内容については私も重々考えました。それで、さきの委員会でも私は、残すべきと賛成の意見を述べました。ここで再度、述べさせていただきます。

私がなぜ賛成するかというと、やっぱり大槌町は過去に何度も津波に襲われている。そのたび、同じような目に遭っている。また今回も同じです。何度も負の歴史を繰り返しているという、これをやっぱり今度の震災でもう断ち切るべきと考えます。

それを考えたときに、あの大槌町役場は、町長を初め多くの職員が亡くなりました。これはやっぱり日本全国、または海外においてもかなりの衝撃があった事実だと思えます。これを、私もかなり苦しいです。やっぱり遺族のことや残された職員のことを考えると、苦しいですが、ただ、これを残すことで、二度とこの過ちを繰り返さないということで、ぜひともあの旧大槌町役場を残して後世に伝えるべきではないかなと、私はそう考えます。また、同じような考えで、きょうの新聞に載っていましたが、きょうの議会の中でも述べたように、やっぱりあれは残すべきと考えるほかの団体もあるという、これは県のほうもその発表をしているという、大槌町は全部で4カ所なそうです。浪板、それから赤浜のはまゆり、それから大槌町役場、もう一カ所は新聞には載っていませんでしたけれども、全部で4カ所が候補として挙げられていると。これはやっぱり後世に負の遺産として残すべきだろうと。そして、二度と同じ過ちを繰り返さないためのまちづくりをすべきだというふうに考えます。どうか議員の良識ある判断をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 討論を終結いたします。

23請願第2号震災した大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願書を採決いたします。

委員長の報告は不採択ですが、本請願を採択することについて採決します。23請願第2号震災した大槌町旧役場とその周辺の現状保存を求める請願書を採択と決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 賛成少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

○

追加日程第2 議員の派遣について

○議長(阿部六平君) 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

本件については、議会運営委員会で協議されておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、大槌町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付の平成24年度議員派遣一覧表のとおり、本議会から議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) 異議なしと認めます。よって、本議会から別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成24年第2回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時09分

上記平成24年第2回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員